

「地域力」のあるまち草津

みんなで広げる地域福祉 人にやさしい福祉のまち

第2期草津市地域福祉計画



平成23年3月

草 津 市

「第2期草津市地域福祉計画」策定にあたって



草津市では、「出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち草津」を将来のまちの姿として掲げ、市民の皆様が生き生きと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくりに取り組んでいます。

しかしながら、近年の少子高齢化や核家族化がますます進展すると、公的サービスや民間サービスだけで、支援を必要とするすべての人々の生活を支えていくことは困難になることが予想されます。

こうしたことから、従来、地域で育まれてきた「向こう三軒両隣」といった助けあいにより、病気や障害のある人もない人も、子どもから高齢者まで、地域で暮らすすべての人々がお互いに支えあい、助けあい、顔の見える地域づくりを進めることが、「安心・安全のまちづくり」の実現につながります。

本市では、「みんなで育む地域福祉・人にやさしい福祉のまち」を目指し、平成17年10月に「地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。このたび、更に地域福祉の推進を図るため、「みんなで広げる地域福祉人にやさしい福祉のまち」を理念にかかげ、平成23年度から27年度までの5年間を計画期間とした「第2期草津市地域福祉計画」を策定いたしました。

「第2期草津市地域福祉計画」では、計画推進の視点として、「ひとりひとりを認めあうまちづくり」「支えあい、助けあうまちづくり」「みんなで創るまちづくり」の三つを掲げております。この計画を、すべての人々にご理解いただき、市民と行政がみんなで地域福祉を進める指針として、市民の皆様とともに地域の課題を地域で解決する取組を進め、「地域力」のあるまち草津の実現を目指します。

最後に、本計画の策定に当たり、草津市地域福祉推進市民委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

平成23年3月

草津市長 橋川 渉

◆◆◆目 次◆◆◆

第1章 第2期計画の策定にあたって

1 地域福祉計画とは	1
2 計画策定の背景	4
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	8
5 計画の策定方法	9
6 草津市の現況	12
7 これまでの取組と主な課題	16
(1) 第1期計画のこれまでの取組と課題	16
(2) 第2期計画に向けての主要課題	19

第2章 第2期計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	21
2 計画推進の基本的な視点	22
3 計画の基本目標	23
4 施策の体系	24
5 地域福祉推進の各主体の役割	25
6 重点プログラム	26

第3章 基本目標達成に向けての施策の展開

基本目標1 みんなで育てあう人づくり	29
基本方向1 福祉意識の醸成	29
基本方向2 担い手の育成	33
基本方向3 福祉学習の推進	37
基本目標2 みんなで支えるまちづくり	41
基本方向1 地域のネットワークづくり	41
基本方向2 地域資源の有効な活用	45
基本方向3 関係団体の活動強化	49
基本目標3 みんなで創る 人にやさしい福祉のまち	52
基本方向1 福祉サービス利用の支援	52
基本方向2 安全に暮らせる地域づくり	57
基本方向3 協働の推進	61

資料編

1	草津市の地域福祉を取り巻く状況の変化	65
2	福祉関係者の地域福祉に関する意識と評価	71
3	福祉関係者懇談会の開催状況	76
4	計画の策定経過	83
5	用語の説明	88

〔用語の説明は、本編で語尾右上に※が付いている用語等を掲載しています。
また、同一頁に複数ある場合は、最初の用語に※を付けています。〕

第1章 第2期計画の策定にあたって

1	地域福祉計画とは	1
2	計画策定の背景	4
3	計画の位置づけ	6
4	計画の期間	8
5	計画の策定方法	9
6	草津市の現況	12
7	これまでの取組と主な課題	16

1 地域福祉計画とは

■「わたしたちの暮らし」と深くかかわる地域福祉

●地域福祉は助けあい、支えあいによる住みよい地域社会をつくる取組

誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくためには、地域で暮らす人が支えあっていくことが大切です。制度によるサービスだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、支えあったりする関係を作っていくことが必要になっています。

「地域福祉」とは、行政だけではなく、市民自らの自発的で積極的な取組と地域の各種団体、民生委員児童委員、ボランティアやNPO^{*}、福祉サービス提供者、社会福祉協議会、企業や商店、大学等との協働により、子育てや介護、高齢者や障害者等の支援、その他様々な日常生活上の不安や困りごとの解消を図り、助けあい、支えあいによる住みよい地域社会をつくっていくことだと考えます。

●助けあい、支えあいによる住みよい地域社会づくりは市民の身近な暮らしから

助けあい、支えあいによる住みよい地域社会づくりは、健康づくりをはじめ災害時の要援護者の安否確認や避難、ひとり暮らしや夫婦のみ等高齢者世帯の見守り、子どもの連れ去りや消費者被害の防止、買い物やゴミ出しなどが困難な人に対する支援、子育て支援、三世代交流、まちづくりなど、人々の暮らしとまちに深くかかわっています。

平成17年10月に策定した「草津市地域福祉計画」では、みんなで「地域福祉」を進めていくために作成した概要版の中で、『あなたのまちの「福祉でまちづくり」の合言葉』として次のような標語を載せました。

■第1期計画での『あなたのまちの「福祉でまちづくり」の合言葉』

- 向こう三軒両隣り 声かけは 支えあいの第一歩
- 先ず隣り 声かけ支えあう 輪を広げ
- ボランティアの 親の姿に 子がつなぐ
- 地域サロン 今はあなたの パートナー
- 地域愛 心でいかす 思いやり
- 支えあい 地域で守る 豊かな暮らし
- 思いやる 心が築く 福祉のまち

「地域福祉」は決して一部の人のためのものではなく、また、難しいものでもありません。市民一人ひとりにとって身近なものであり、自分自身の問題としてみんなで考えていくものです。これらの標語は、それぞれの地域での取組を一步ずつ進めることが地域福祉を育てていくことにつながるといった思いを込めています。

●地域福祉の課題は、目に見える日常生活上の問題だけではなく、孤立死[※]など潜在的な問題も

近年、無縁社会と言われ、孤立死や高齢者行方不明問題に見られるように、家族や地域などでの人間同士のふれあいが希薄化している中で、これまでとは異なった新たな社会問題が発生しております。目に見える日常生活上の不安や困りごとだけではなく、こうした現状にも目を向けていくことが必要です。

●「自立」の意味と助けあい、支えあいによる住みよい地域社会づくり

「自立」とは、単に食事や排せつ、入浴などの日常生活動作の面での自立や、経済的・職業的な自立などを前提としたいわゆる「自活」を意味するものではありません。

むしろ日常生活動作や働くことに制約があっても、他者とかかわりを持って、様々な社会資源や援助などを積極的に活用することにより、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に参加して暮らしていくことを意味します。

したがって、社会との適切なかかわりを持ってない人や孤立している人が、社会とのかかわりを取り戻せるよう、誰もがお互いの人権を尊重しあいながら、社会の構成員として支えあう地域の連帯[※]が重要であり、その強化が地域力を高めていくことになると考えます。

●サービスの充実の取組

「地域福祉」の取組には、これらに加えてサービスの充実が同時に求められます。既存の介護や障害福祉サービス、医療・保健サービス、保育サービスなどとともに、地域住民や地域団体による活動、ボランティアグループやNPO[※]等の活動、当事者団体などによる活動、近年では企業等による社会貢献、あるいはこれら各主体を組み合わせた新たなサービスの創出など、公的なサービスだけでは不十分な部分に対する支援は、今後、一層の充実が期待されています。

行政等の公的な機関は、こうしたサービスや活動が十分に行われるよう、条例などをはじめとする制度改正や財源の確保、人材の育成・確保、活動拠点の確保や機能強化、都市環境の整備、仕組みづくりなど、基盤整備の役割が大きいと考えます。

■みんなで取組むための指針としての「地域福祉計画」

行政をはじめ社会福祉協議会の事業、地域での様々な活動は相互に関連しあい、総合的な取組として進められることが重要です。そのためには、地域にかかわる様々な人の主体的な参加の促進と協働の場づくり、関係者間のネットワークづくり、活動に必要な情報の共有などの仕組みづくりが必要です。

地域福祉計画は、このように地域福祉を推進するために必要なことを総合的、計画的に取組むために策定するものです。

市民をはじめ行政、社会福祉協議会、町内会、企業、学校、商店など地域の様々な団体・機関がみんなで地域福祉を進めていく上での共通の理念や目標を定め、その実現に向けてそれぞれができることに取組むとともに、互いに協力していくための指針となるものとして策定するものです。



2 計画策定の背景

1 社会構造の変化

少子高齢社会の到来や成長型社会の終焉、また国内産業が海外へ転出することにより国内生産力が低下する産業の空洞化、そして近年の深刻な経済不況がこれに追い打ちをかけ、高齢者、障害者などの生活上の支援を要する人々は一層厳しい状況におかれています。また、青少年や壮年層においても生活不安とストレスが増大し、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもり^{*}などが新たな社会問題となっています。

こうした中、市町村を中心とする福祉行政の役割は極めて重要であることは言うまでもなく、地域の住民が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助けあい、それぞれの地域で誰もがその人らしく安心して充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉の推進に努める必要があります。

2 「地域力」^{*}の低下

核家族化の進行などにより、これまでの伝統的な家庭や地域の相互扶助機能が弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど「地域力」の低下が社会問題化しています。

他方で地域の課題は地域で解決しようとする住民活動や、ボランティアやNPO^{*}法人などの地域活動が活発化し、社会福祉を通じて新たなコミュニティ形成を図る動きも進んできました。地域住民の自主的な助けあいなど「地域力」の意義も益々大きくなっています。地域での支えあい、助けあいを深め、ともに生きるまちづくりの精神を育み生かされる必要があります。

3 草津市の地域福祉推進のための計画

① 草津市地域福祉計画の策定

草津市では、計画策定過程から市民の参加・参画、協働作業を重要視し、地域における生活（福祉）課題の把握や整理、施策の展開について、市民意識調査や団体アンケート調査、地域福祉懇談会などの手法により、『みんなで育む地域福祉・人にやさしい福祉のまち』を理念とした「草津市地域福祉計画」（以下、第1期計画といいます。）を、平成17年10月に策定しました。

② 草津市地域福祉活動計画の策定

市の第1期計画策定後、草津市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）では、「福祉のまちづくりを考える集い（地域福祉懇談会）」において、参加者から草津市が安

全で安心して暮らせるまちであることを望む声が多かったことを踏まえ、住民福祉活動者や各種団体・機関と連携・協働して、住民参加・住民主体の福祉のまちづくりを推進するための指針を明らかにすることを目的に、『こころ温かく支えあい、住みつづけたい福祉のまち・くさつ』を基本理念とした「草津市地域福祉活動計画」が、平成20年1月に策定されました。

③ 学区・地区・区住民福祉活動計画の策定

平成20年度からは、学区・地区・区社会福祉協議会（以下「学区社協」という。）と市社協とが協働して、地域での福祉課題を明らかにし、問題の解決を図る仕組みをつくることにより、市社協の「地域福祉活動計画」の基本理念である「こころ温かく支えあい、住みつづけたい福祉のまち・くさつ」を具現化することを目的に、「住民福祉活動計画」の策定が取組まれました。平成22年度にはすべての学区社協で策定されました。

「住民福祉活動計画」の策定状況は、次のとおりです。

平成20年度：草津・渋川・老上・南笠東の4学区

平成21年度：志津南・玉川・笠縫・笠縫東の1地区・3学区

平成22年度：志津・大路・矢倉・山田・常盤の1地区・1区・3学区

④ 草津市協働のまちづくり指針の策定

草津市では、平成21年1月に、住みよいまちを築くため、市民と行政が協働を進め市民参画のまちづくりをめざす「草津市協働のまちづくり指針」を作成しました。この指針では、市民相互が、また市民と行政とが協働を進めることにより、住民自治を再構築する方向性を明らかにし、まちづくりの理念を共有しようとするものです。

⑤ 草津市災害時要援護者避難支援プラン全体計画の策定

平成22年5月には「草津市災害時要援護者避難支援プラン全体計画」が策定され、10月から地域での要援護者の登録の取組が開始されました。

平成19年8月に、厚生労働省社会・援護局より、災害時にも対応する要援護者対策として、地域における要援護者に関する情報の把握・共有、安否確認方法等を市町村計画に盛り込むよう通知がなされ、草津市においても第2期草津市地域福祉計画策定にあたり災害時要援護者対策を盛り込むこととします。

このように、「草津市地域福祉計画」策定以降、学区社協による住民福祉活動計画など、地域での主体的な活動の基本となる計画が策定されました。

3 計画の位置づけ

① 計画の根拠

第2期草津市地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定による法定計画（市町村地域福祉計画）です。社会福祉法第107条では、計画に盛り込むべき事項として次のように規定しています。

■市町村地域福祉計画（社会福祉法第107条）

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

② 「第5次草津市総合計画」との関係

草津市では、平成22年3月に市政の基本となる「第5次草津市総合計画」を策定しました。この総合計画では、中長期的な視野のもとに総合的かつ計画的な行政運営を行い、“活力と魅力のある草津”を創出していくため、『出会いが織りなすふるさと“元氣”と“うるおい”のあるまち 草津』を将来のまちの姿として掲げています。また、基本構想において、地域福祉は4つのまちづくりの基本方向のうち『「安心」が得られるまちへ』において、「誰もが住み慣れた地域でその人らしく自立し、心豊かな生活を安心して送ることができるように、地域社会の様々な担い手の力を集めて、ともに生き、支えあう社会づくりを進めます。」と方向を示しています。

このように、「第2期草津市地域福祉計画」は、「第5次草津市総合計画」を上位計画とし、基本構想で掲げるまちづくりの基本方向の1つである『「安心」が得られるまちへ』を実現するための計画としての性格を持ちます。

③ 個別の分野別計画との関係

草津市では、各法を根拠とする保健・福祉の分野別計画として、「健康くさつ21」（平成17年3月策定）、「草津市障害者計画」（平成20年3月策定）、「草津市高齢者福祉計画 草津市介護保険事業計画 草津あんしんいきいきプラン 第4期計画」（平成21年3月策定）、「第2期草津市障害福祉計画」（平成21年3月策定）、「草津市次世代

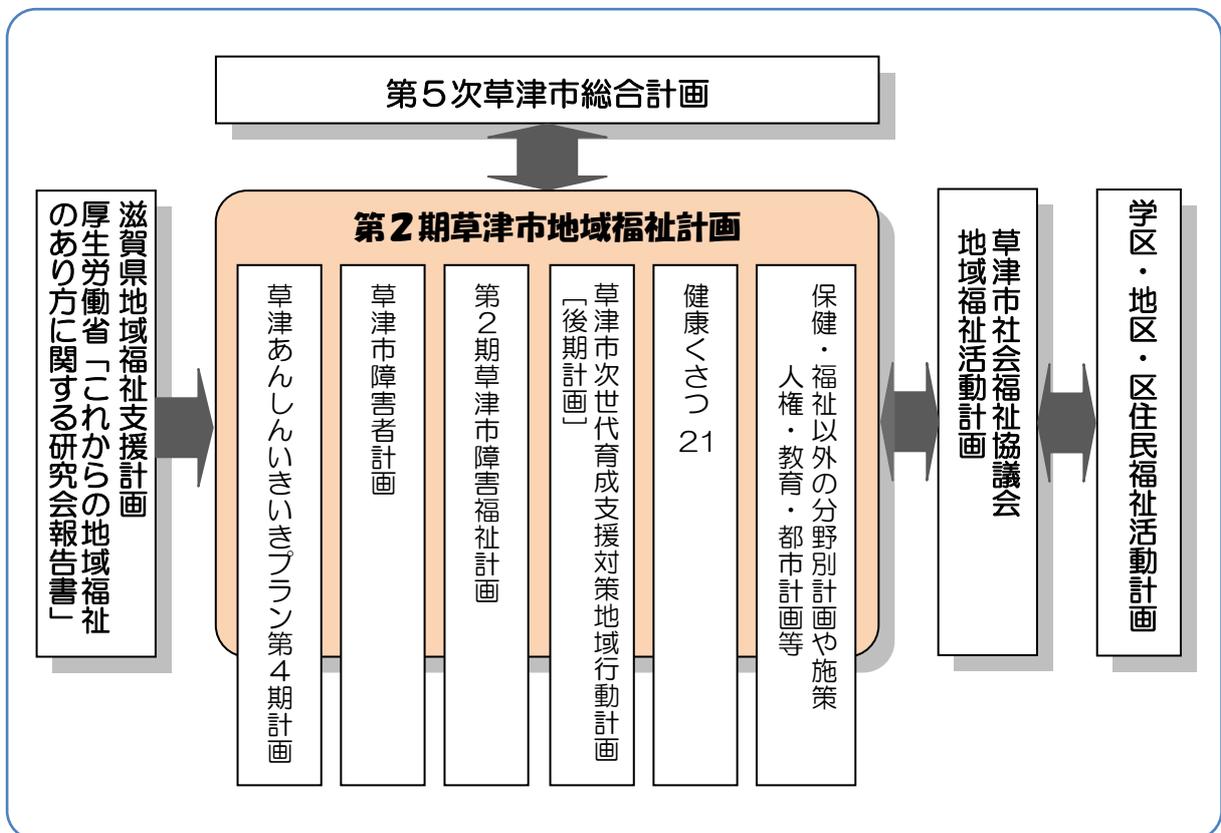
育成支援対策地域行動計画〔後期計画〕（平成22年3月策定）があります。

第2期草津市地域福祉計画は、これら個別の分野別計画を地域福祉の視点で横断的にとらえたものです。また、分野別計画で提示されている対象者の地域生活を支えるための事業や支援について取組の方向として提示するとともに、既存計画の狭間に対応する方策等を検討していくものです。

④ 草津市社会福祉協議会の計画との関係

市社協は、社会福祉法第109条により地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられ、住民による地域福祉活動を支援するため、平成20年1月に、「こころ温かく支えあい、住みつづけたい福祉のまち・くさつ」を基本理念とした「草津市地域福祉活動計画」を策定しました。第2期草津市地域福祉計画は、この社協の計画と相互に補完し、連携・役割分担しながら、草津市の福祉のまちづくりを推進します。また、平成20年度から平成22年度にかけて、学区社協において、「住民福祉活動計画」の策定が進められています。これらの計画は、市社協の「草津市地域福祉活動計画」の理念を具現化するとともに、各地域の福祉課題を踏まえた取組を進めるための計画です。

■地域福祉計画と他計画との関係



4 計画の期間

第2期草津市地域福祉計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

■ 第2期草津市地域福祉計画及び関連計画の期間

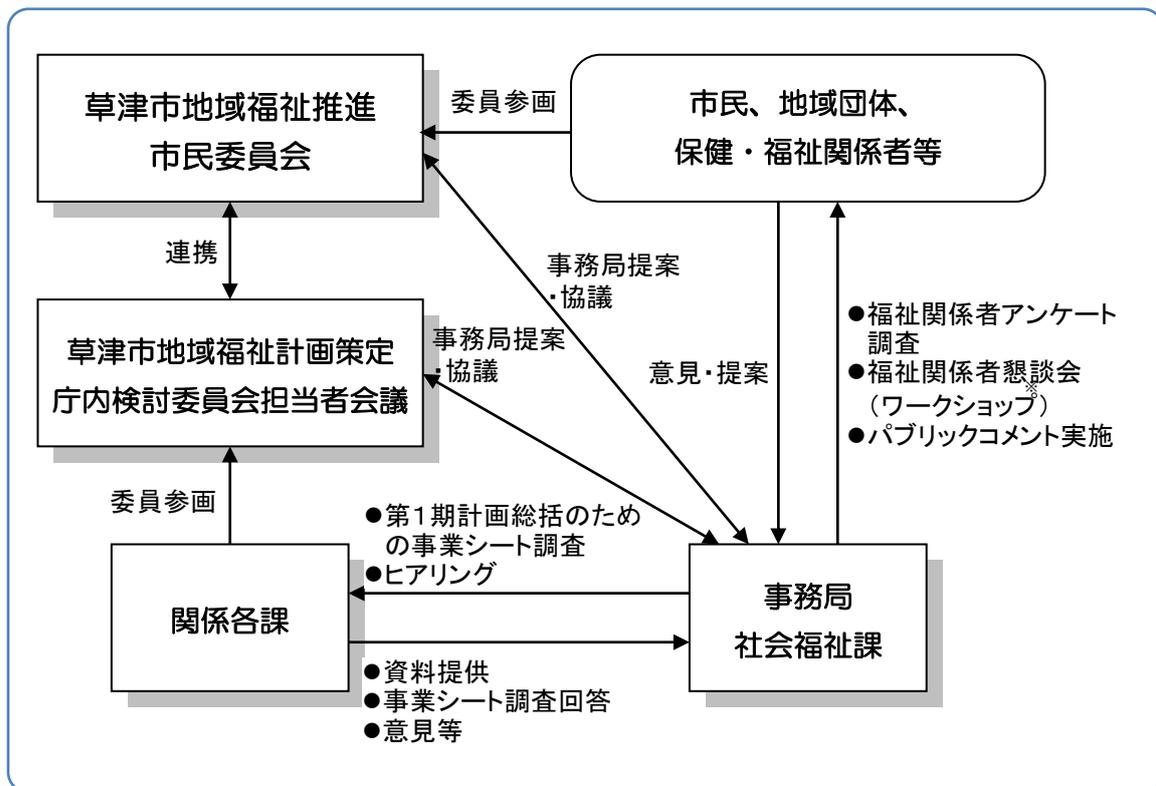
計画名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
第5次草津市総合計画	第4次計画 (平成11年度～21年度)				第5次計画・基本構想(平成22年度～32年度)					
					第1期基本計画 (平成22年度～24年度)			第2期基本計画 (平成25年度～28年度)		
第2期草津市地域福祉計画	第1期計画(平成17年度～22年度)				第2期計画(平成23年度～27年度)					
草津市地域福祉活動計画 (草津市社会福祉協議会)					計画(平成19年度～23年度)			第2期計画 (平成24年度～28年度)		
草津あんしんいきいきプラン	第3期 (平成18年度～20年度)		第4期 (平成21年度～23年度)		第5期 (平成24年度～26年度)		第6期			
草津市障害者計画	計画(平成18年度～23年度)				後期計画 (平成24年度～29年度)					
草津市障害福祉計画	第1期計画 (平成18年度～20年度)		第2期計画 (平成21年度～23年度)		第3期計画 (平成24年度～26年度)					
草津市次世代育成支援 対策行動計画[後期計画]	前期計画 (平成17年度～21年度)				後期計画(平成22年度～26年度)					
健康くさつ21					計画 (平成17年度～24年度)					

5 計画の策定方法

第2期草津市地域福祉計画の策定にあたっては、市民参画のもと「草津市地域福祉推進市民委員会」において審議するとともに、関係各課の職員からなる「草津市地域福祉計画策定庁内検討委員会担当者会議」において素案づくりや意見調整等を行いました。

また、関係各課とは、第1期の草津市地域福祉計画の総括を行うため、施策の体系に基づく施策・事業の達成状況の評価や問題点及び課題等のシート調査を実施するとともに、ヒアリングを行いました。

■ 計画の策定体制



さらに、計画策定にあたって、次のような市民参加の取組を行いました。

① 福祉関係者アンケート調査

第2期地域福祉計画策定にあたっては、第5次総合計画策定のための「草津市まちづくりに関する市民意識調査」（平成22年2月実施）や「草津市次世代育成支援対策地域行動計画〔後期計画〕」策定のための各種アンケート調査（平成20年10月実施）、「草津あんしんいきいきプラン 第4期計画」策定のための高齢者保健福祉に関するアンケート調査（平成20年4月実施）など、福祉関係等の既存調査が近年行われていたことから、これらの調査結果を活用することにし、地域福祉推進についての評価を把握するために福祉関係者を対象にアンケート調査を実施しました。

■福祉関係者アンケート調査の調査概要

項目	内容
調査地域	草津市全域
調査対象	町内会、民生委員児童委員、ボランティア団体、学区・地区・区社協会会長、その他福祉関係団体など
調査数	合計667件
回収数	435件（回収率65.2%）
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成22年6月28日（月）～7月15日（木）

② 福祉関係者懇談会（ワークショップ）[※]

第2期草津市地域福祉計画策定にあたり、福祉関係者が地域住民と接する中で感じている「地域での生活上の困りごと（生活課題）」や、「現在地域で助けあったり、交流したりなど取組んでいること」「取組んでいるけれどもこの点が問題だなど思うこと」を出していただき、少しでもこうした問題点などを解消するため、「必要なことは何か、できることは何か」などの検討をワークショップ方式で行いました。参加者は、市社協、学区社協、自治連、民生委員児童委員協議会、施設関係者、ボランティアなど、2日間で延べ71人でした。

■福祉関係者懇談会（ワークショップ実施状況）

日程・場所	テーマ・ワーク内容	参加者数
1日目 平成22年8月18日（水） 午後6時～8時 市役所2階特大会議室	「問題点・課題発見」ワークショップ <ul style="list-style-type: none"> ● 日頃の業務や活動の中で、「地域住民が困っていること」「新たに解決が必要なこと」「取組が不十分なこと」などを各自が黄色の大きな付箋に記入。 ● 個人個人が書いた内容をグループのメンバーに説明し、模造紙に貼り付ける。似通った内容をグルーピングし、見出しを付ける。 ● 検討結果をグループ毎に発表。 	5グループ 41人
2日目 平成22年8月19日（木） 午後6時～8時 市役所2階特大会議室	「人にやさしい福祉のまちへの提案」ワークショップ <ul style="list-style-type: none"> ● 前日の問題点や課題について、その解決に向けて、今後、どのような取組や連携ができるか、「行政や草津市社会福祉協議会が取組むべきこと」「地域でできること」「協働・連携が必要なこと」に分けて、各自が思っていることをピンクの大きな付箋に記入。 ● 個人個人が書いた内容をグループのメンバーに説明し、模造紙に貼り付ける。似通った内容をグルーピングし、見出しを付ける。 ● 検討結果をグループ毎に発表。 	5グループ 30人

③ パブリックコメントの実施

草津市では、「パブリックコメント制度」について要綱を定め、平成17年4月18日から施行しています。「パブリックコメント制度」とは、市政の基本的な政策を立案する過程において、当該立案に係る政策の趣旨、内容等の必要な事項を市民等に公表し、これらについて提出された市民等の意見、情報及び専門的な知識を反映させる機会を確保する手続きのことをいいます。

第2期草津市地域福祉計画について、この制度に基づき、パブリックコメントを実施しました。

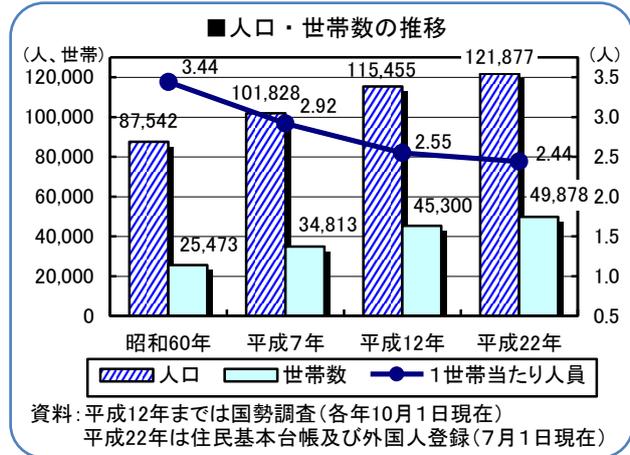


6 草津市の現況

① 人口は依然増加傾向

草津市の人口は、平成22年7月1日現在121,877人で、依然として増加傾向を示しています。

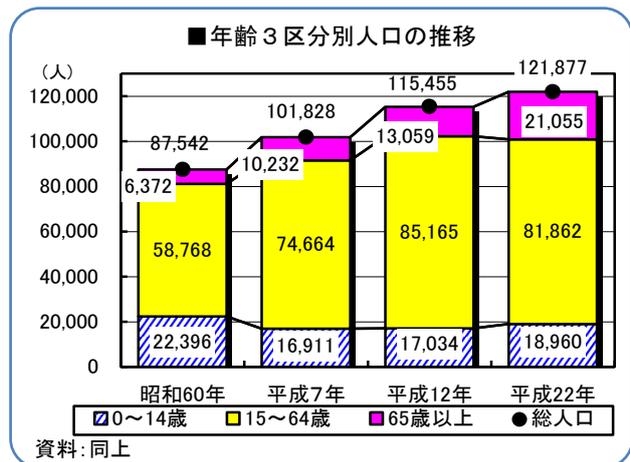
世帯数も増加の一途をたどり、同年同月現在49,878世帯で、1世帯当たり人員は2.44人となり、世帯規模の縮小が進んでいます。



② 年少人口が再び増加傾向にあるものの、高齢者人口が追い越す

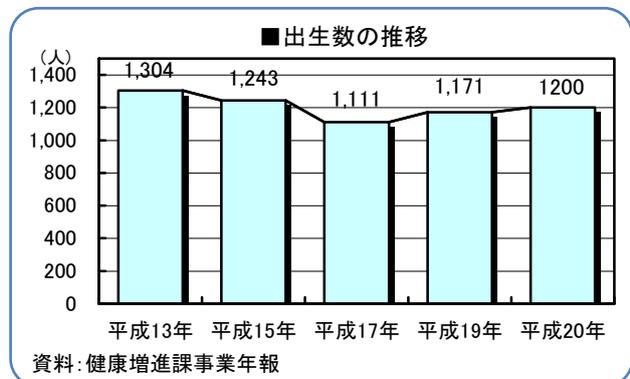
0～14歳の年少人口は、平成7年まで一旦減少したものの、その後は増加し、平成22年には18,960人となっています。

また、65歳以上の高齢者人口は増加の一途をたどり、平成22年には21,055人で、年少人口を追い越しました。



③ 出生数は近年、1,200人前後で推移

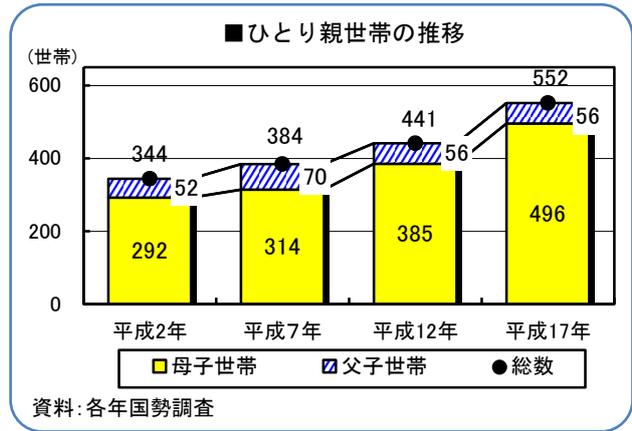
草津市の出生数は、平成13年以降、徐々に減少し、平成17年には前年より92人減少し1,111人になりました。しかし、平成18年には増加に転じ、その後は1,200人前後で推移しています。



④ ひとり親世帯が増加

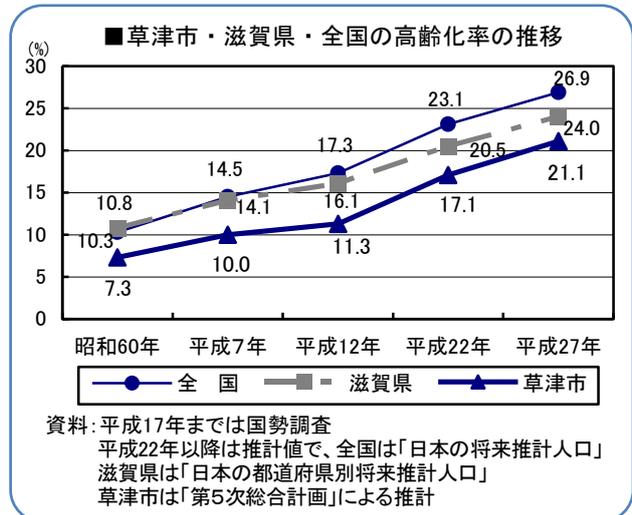
国勢調査からひとり親世帯の推移をみると、母子世帯の場合、平成2年の292世帯が、平成17年には496世帯と、平成2年のおよそ1.7倍となっています。

父子世帯は、平成7年の70世帯がピークで、平成12・17年ともに、56世帯と同世帯数となっています。



⑤ 高齢化のスピードは全国や滋賀県に比べ10年ほど遅いものの、団塊の世代がすべて高齢者となる平成27年にはおよそ4.7人に1人が高齢者に

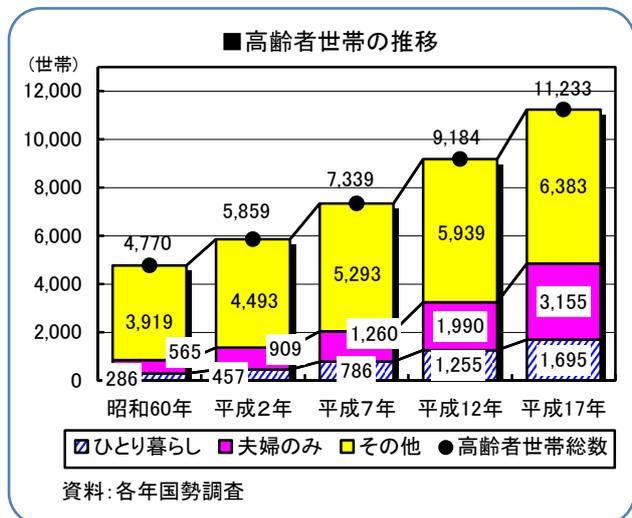
高齢化率は、全国や滋賀県よりも低く推移し、そのスピードは10年ほど遅い状況です。しかし、昭和22年～24年生まれの団塊の世代がすべて高齢者となる平成27年には、高齢化率が21.1%となり、市民のおよそ4.7人に1人が高齢者となるものと予測されています。



⑥ 高齢者世帯の増加が顕著、特にひとり暮らし及び夫婦のみ世帯の増加が顕著

平成17年の国勢調査による草津市の高齢者世帯は11,233世帯で、一般世帯総数に占める割合は22.6%とおよそ1/4となっています。

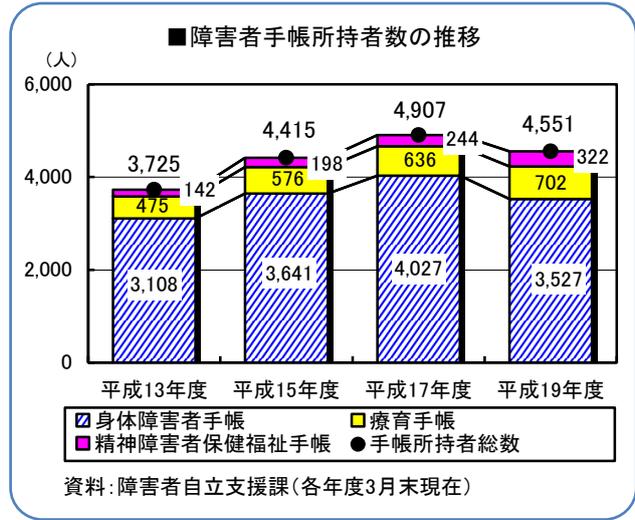
また、高齢者世帯に占めるひとり暮らし及び夫婦のみの世帯は43.2%で、この割合も昭和60年の17.8%に比べて上昇しています。ひとり暮らし高齢者のうち、女性は70.8%を占めています。



⑦ 療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者は増加

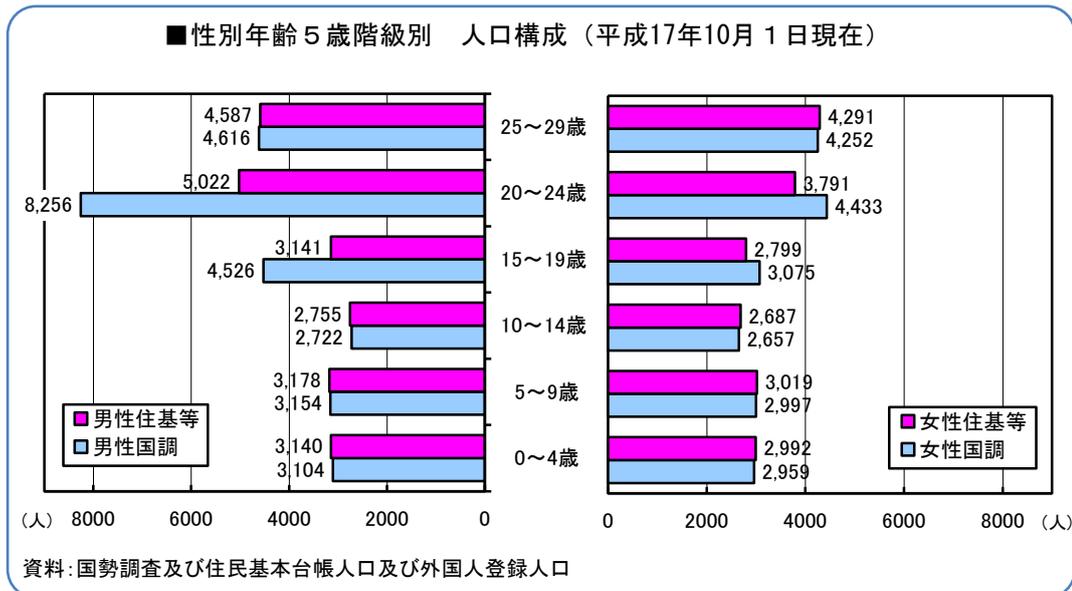
草津市における障害者手帳所持者数は、平成19年度末現在、身体障害者手帳が3,527人、療育手帳が702人、精神障害者保健福祉手帳が322人で、身体障害者手帳所持者を除き増加を続けています。

身体障害者手帳及び療育手帳所持者数は、平成19年度に手帳所持者と住民基本台帳と突合を行い、職権で削除したため、手帳所持者数が減少しています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は、県からの移管事務等において新規の計上もれがあったため、実際よりは少なくなっています。



⑧ 国勢調査では20歳代前半の若者が特に多い

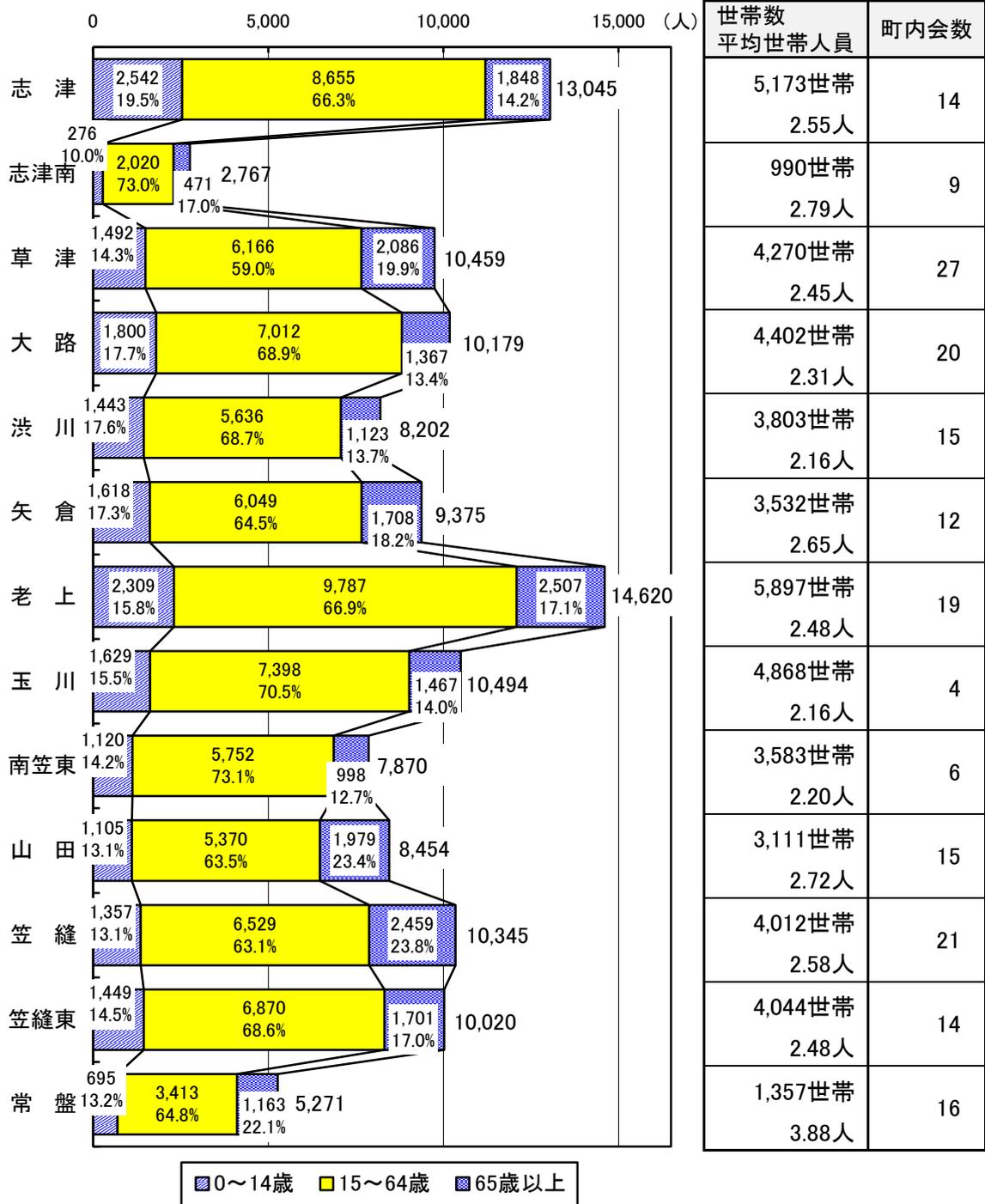
平成17年10月1日現在の性別・年齢別人口を、国勢調査と住民基本台帳及び外国人登録とで比較してみると、男女共に15～19歳、20～24歳で国勢調査が大きく上回り、特に男性で顕著です。平成6年4月に大学が一学部移転開校し、平成10年にもさらに二学部が移転したことにより、大学生の増加が著しくなっています。そのため、JR南草津駅を中心にワンルームマンションの建設が相次ぎました。町内会に加入しない単身者を市民として、地域への関心を高め、地域活動への参加促進を図ることが課題となっています。



⑨ 学区・地区・区により人口・世帯規模、年齢構成に大きな違いあり

平成22年4月1日現在の人口や世帯の状況では、老上が14,620人、5,897世帯で最も規模が大きく、志津南が2,767人、990世帯で最も規模が小さくなっています。高齢化率は、笠縫が23.8%で最も高く、山田の23.4%、常盤の22.1%が20%を超えて高く、南笠東が12.7%で最も低く、学区・地区・区により、人口・世帯規模や年齢構成に大きな違いがあります。

■学区・地区・区の人口等の状況



資料:住民基本台帳人口及び外国人登録人口(平成22年4月1日現在)

7 これまでの取組と主な課題

(1) 第1期計画のこれまでの取組と課題

「基本目標1 みんなで育てあう人づくり」では、平成18年度以降の新規事業は以下のとおりです。

- 地域福祉懇談会（平成18年度～）

地域の課題を抽出し、その課題についての話し合いを重ねてきました。今後は、町内会単位など小規模な懇談会開催が望まれます。

- 地域福祉まちづくりプランナー養成事業（平成19年度～）

町内会をはじめとする地域団体やボランティアグループ、民生委員児童委員、福祉委員など地域の住民が、地域の福祉課題の解決や地域福祉活動、福祉のまちづくりを進めるため、ワークショップ[※]の技法など必要な技能を学び、学区・地区・区ごとの活動計画を作成する作業を通じて、地域住民自らが地域福祉のプランナーとして機能が発揮できるよう実施してきました。こうした経験を生かし担い手の育成に努めます。

- 地域福祉コーディネーター[※]配置（平成18年度～）

小地域福祉活動を推進していくため、暮らしの場に出向き、地域福祉の課題を発見し、人と地域をつなげる役割を担うとともに、住民のニーズや時代に即した幅広いボランティア活動ができるよう、ボランティア活動に関する企画や広報・啓発、ボランティア活動者を育成するため、市社協に一人配置してきました。今後は、市社協のコミュニティワーカー[※]の機能強化と、各学区・単位での市民コーディネーターの育成が課題となります。

- 地域サロン開設セミナー（平成20年度～）

地域サロンを立ち上げようとする人に、事業説明や実践者の話や立ち上げ相談などによる支援を行い、平成22年度においては10箇所の地域サロンが立ち上がりました。今後は、未実施の町内会への立ち上げ支援が課題となります。

- お話し相手ボランティア養成講座（平成20年度～）

地域サロンなどに参加できず家に閉じこもりがちな高齢者に対して、傾聴ボランティアが高齢者の自宅に訪問し話し相手になり、要介護状態等にならないよう支援するため開催し、ボランティアグループも立ち上がっています。今後は、活動の周知を図り、活動の場づくりを進める必要があります。

- みんなでトーク（平成18年度～）

地域福祉活動のきっかけづくりとして、町内会、学区社協、団体などを対象に、市職員、市社協職員が地域に出向き、話し合いの場を持ってきました。

「基本目標2 みんなで支えるまちづくり」に関して、平成18年度以降の新規事業は以下のとおりです。

- 地域包括支援センター[※]の運営（平成18年4月設置）

各種地域関係団体や高齢者支援の関係機関と連携しながら、総合相談窓口として地域包括支援センターを設置し、援護が必要な高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくことができるよう支援しています。今後は、各種関係機関との連携をより深めセンター機能の充実を図る必要があります。
- 地域密着型サービス拠点等施設整備事業[※]（平成18年度～）

草津市介護保険事業計画第3期計画に基づき認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設等の整備を推進しました。

今後は、学区・地区ごとのニーズに合致した施設誘致を進めていく必要があります。
- 発達障害者支援センター[※]、障害者福祉センター[※]の運営（平成19年5月開所）

障害のある人や介護者が安心して地域で暮らしていくための支援施設として、専門医療機関や各種障害福祉関係機関と連携し相談支援等を行っています。

今後は、相談内容が複雑多岐に及んでいることから、より専門性の高い相談支援を推進する必要があります。
- 学区・地区・区住民福祉活動計画の策定と推進（平成20年度～）

平成20年度は4学区、平成21年度は3学区・1地区、平成22年度は3学区・1地区・1区でそれぞれ策定し、策定後の実施に向けた取組や達成評価、見直しなどの支援が今後の課題です。
- つどいの広場事業（平成20年度・22年度）

平成20年度はさわやか保健センターで開設、平成22年度はロクハ荘、イオンモールで開設。子育てに不安や悩みを抱える人の孤立化防止等支援や出かけずに家庭で閉じこもりがちな保護者の支援を進めています。今後も実施箇所の拡大に向けた取組が必要です。
- いきいき百歳体操普及啓発事業（平成21年度～）

地域で暮らす高齢者の介護予防や、週1回行うことで地域のつながりづくりにも貢献しています。今後も拡大実施を図っていきます。
- 災害時要援護者避難支援プラン（平成21年度～）

災害時に必要な情報の入手や自力での避難が困難な方について、本人から申請のあった情報を地域で共有し、日頃の見守りや災害時の避難支援に役立てます。避難支援が必要な人の登録と地域の受け皿として町内会（自主防災組織）が中心となり地域ぐるみで取組むことや、要援護者の避難先として民間の社会福祉施設等と協定し、福祉避難所を指定することなどがが必要です。

- 災害時要援護者支援（平成22年度～）

ひとり暮らしの高齢者や障害のある人など、災害時に支援を必要とする人に対して、ご近所の人をはじめ、町内会、自主防災組織、民生委員児童委員など、地域住民が連携して支援する仕組みです。災害時要援護者に同意を得て、個別支援プランを作成し、避難の支援をする人、町内会、民生委員児童委員など地域で共有することで、日頃の見守りや災害時の避難支援に役立てます。登録者を増やすことや地域の避難等体制づくりが課題です。

「基本目標3 みんなで創る・人にやさしい福祉のまち」に関して、平成18年度以降の新規事業は以下のとおりです。

- 地域福祉まちづくり活動事例集作成（平成18年度～）

自分たちの地域・団体・グループで取り組める事例の発見やボランティア活動の意義や楽しさ、やりがいなどの情報の共有が図られ、地域福祉活動を推進することを目的に、町内会やボランティアグループ等が行っている地域福祉活動を紹介しています。

- 草津市地域福祉推進市民委員会の開催（平成18年度～）

草津市地域福祉計画に基づき、草津市における地域福祉の具体的な推進にあたって、市民や地域の各種団体と行政が連携を図りながら、着実かつ効果的な推進を図るとともに、地域福祉計画の評価、見直しについて検討するため設置しています。

- 地域サロン研修会（平成19年度）、地域サロン交流会（平成20年度～）

地域サロンの担い手を対象に、地域サロンの継続等支援のため、サロン見学やレクリエーション指導、交流などを実施しています。

(2) 第2期計画に向けての主要課題

第2期草津市地域福祉計画策定に向けての主要課題を、第1期計画の基本目標毎に次のようにまとめました。

1 みんなで育てあう人づくり

「住民が進める地域福祉」

- 地域主体の福祉活動を推進するため、各地域での地域福祉コーディネーター[※]（調整役）の育成
- 子どもや青年層、壮年層等の幅広い担い手の育成
- 身近な地域でのちょっとしたボランティア活動をしやすい仕組みづくり

2 みんなで支えるまちづくり

「草津市社会福祉協議会のつなぎ機能を活用したセーフティネット[※]（安全網）の強化」

- 地域の生活課題の解決を図り、地域住民がいきいきと安心して生活できるよう、住民同士、住民と団体、団体同士、団体と事業者・企業などをつなぐ機能の強化
- それぞれの主体がつながることによるきめ細やかな支援体制づくり、新たな福祉サービス・活動の開発

「要援護者支援体制づくり」

- 災害時要援護者名簿の早期作成
- 災害に応じた要援護者支援

3 みんなで創る・人にやさしい福祉のまち

「身近な地域での相談・情報提供・ふれあいの場づくり」

- 大人も子どもも、障害のある人も外国人も、身近な地域の中で、誰もが気軽に立ち寄り、話をしたり、遊んだり、時には市や社協の専門職による相談を行ったり、サービスや事業、制度についての情報も得られるような場づくり

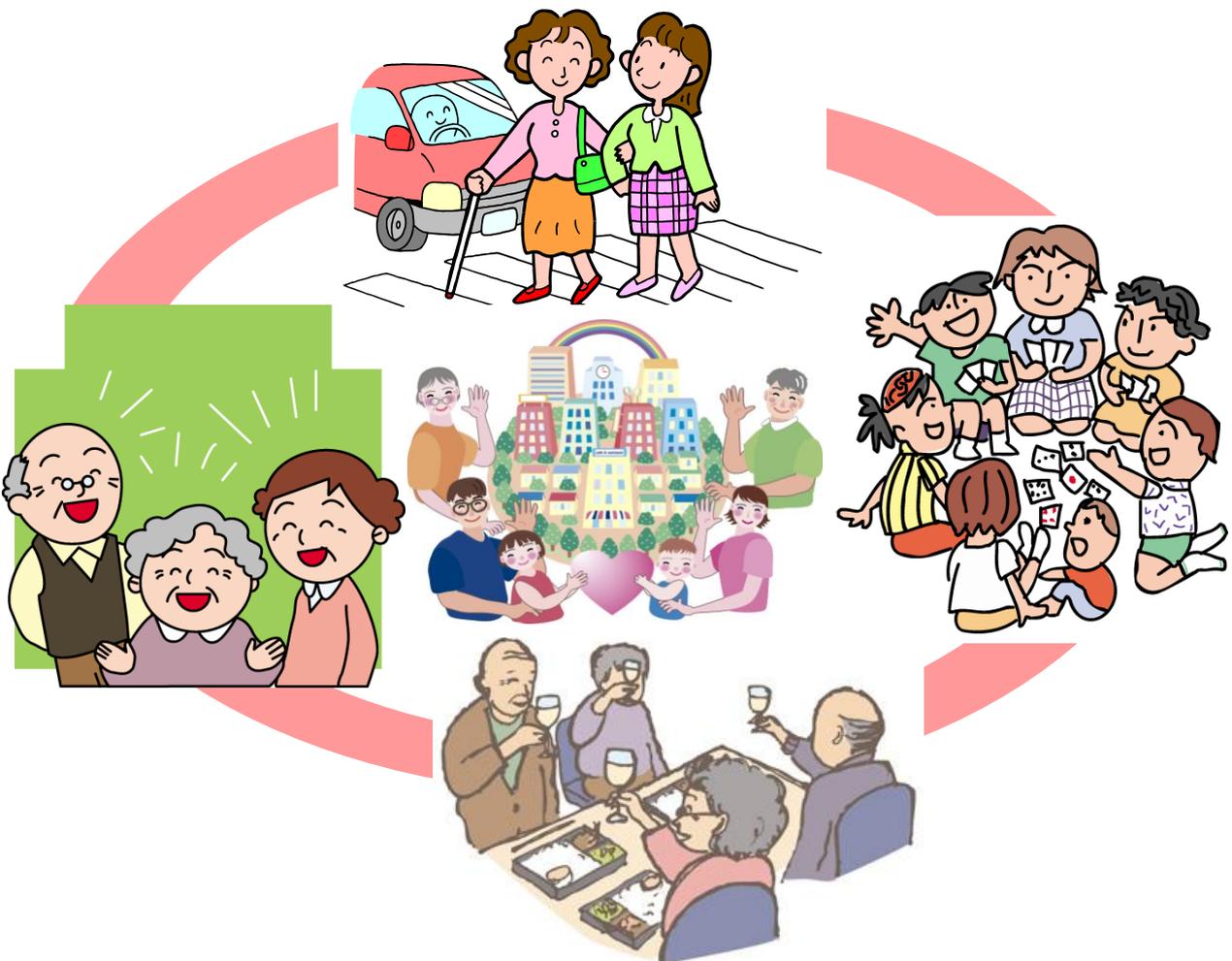
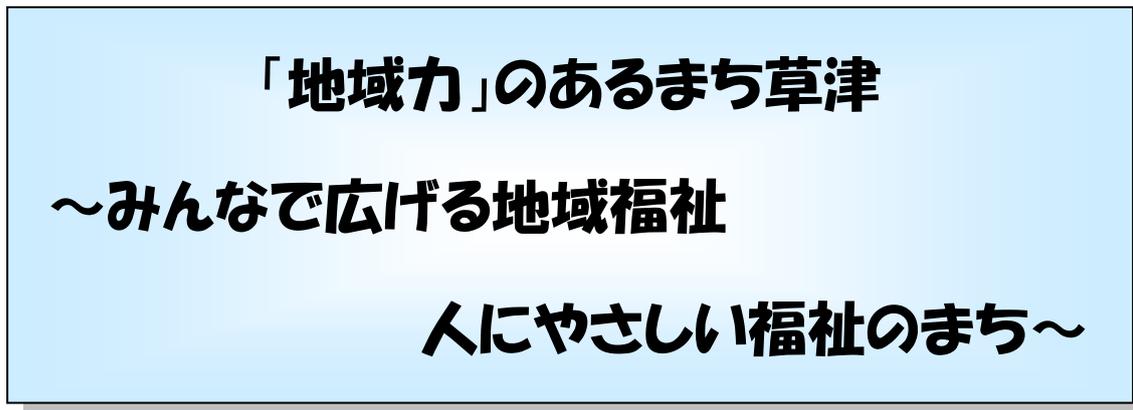
第2章 第2期計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	21
2	計画推進の基本的な視点	22
3	計画の基本目標	23
4	施策の体系	24
5	地域福祉推進の各主体の役割	25
6	重点プログラム	26

1 計画の基本理念

第1期の計画では、人権尊重の基本に立ち、すべての市民が互いに認めあい、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく自立し、心豊かな生活を送ることができるよう、地域にかかわる様々な担い手が力を合わせ、共に生き、支えあう社会を実現することをめざし、「みんなで育む地域福祉・人にやさしい福祉のまち」としています。

第2期計画においても、この基本理念を受け継ぎ、一層推進するため、『「地域力」^{*}のあるまち草津 みんなで広げる地域福祉 人にやさしい福祉のまち』とします。



2 計画推進の基本的な視点

計画推進にあたっては、次のような基本的な視点を重視します。

1 ひとりひとりを認めあうまちづくり

○地域では高齢者や障害者、子どもなど様々な福祉課題をもつ人がともに暮らしています。すべての市民が、人間としての尊厳を持ち、お互いの人権を尊重し、自分らしく、いきいきと生きていける社会をめざします。

2 支えあい、助けあうまちづくり

○地域の課題は、地域で解決するといった地域住民相互の助けあいや協力のもと、住民主体の活動を展開し、自助、共助による支えあい、助けあうまちづくりをめざします。

3 みんなで創るまちづくり

○地域福祉の主役は地域のすべての人々です。行政・市民・企業や商店・社会福祉施設・学校等のすべての住民や事業所、団体がともに地域の福祉課題を共有し、また課題解決のための柔軟な取組を協働で進めます。

○地域福祉の推進を図るため、市・市社協・地域が協働でそれぞれの地域に市民コーディネーターを育成し、地域の独自性を生かした、住民主体の地域づくりを進めます。

3 計画の基本目標

計画の基本理念『「地域力」[※]のあるまち草津 みんなで広げる地域福祉 人にやさしい福祉のまち』を実現するため、第1期計画を踏襲し3つの基本目標を設定します。

基本目標1 みんなで育てあう人づくり

- 地域福祉を担う「人づくり」を進めます。
- 子どもから高齢者まで幅広い福祉学習を通じて、人権意識を基本とした福祉意識の醸成を図ります。
- 地域活動を進めるため、地域での各種団体や企業等の連携をより一層深め、地域の実情に応じた活動を地域ぐるみで展開できるよう、それぞれの地域に市民コーディネーターを育成し「地域力」の強化を図ります。

基本目標2 みんなで支えるまちづくり

- 地域福祉を進めるための「ネットワーク」を強化します。
- 支援を必要とする人を地域ぐるみで支えるため、関係機関のネットワークを構築し、セーフティネット[※]機能を強化します。

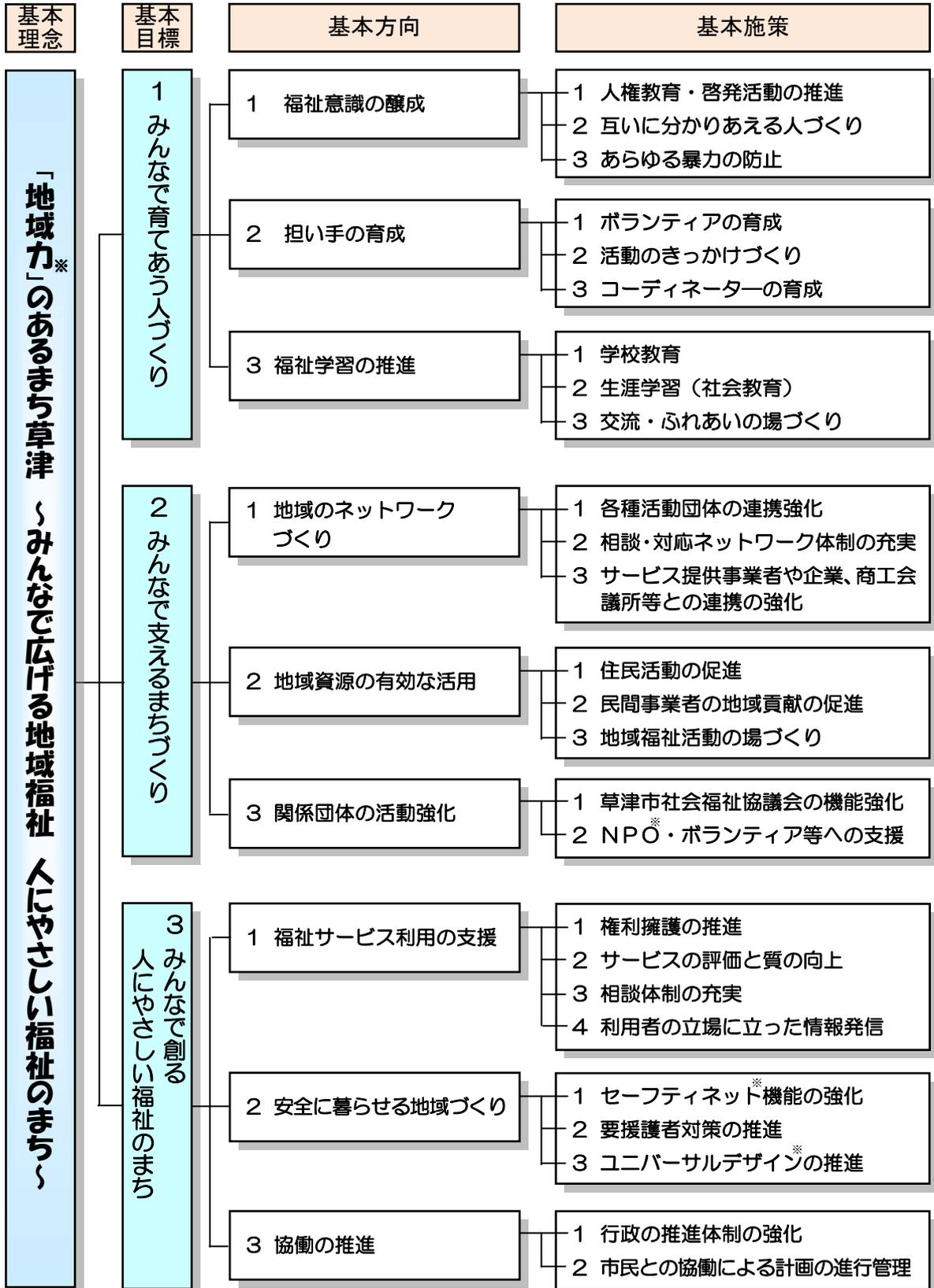
基本目標3 みんなで創る 人にやさしい福祉のまち

- 福祉のまち実現のための「仕組みづくり」を進めます。
- 支援が必要な人が必要なサービスを受けられるよう、相談体制と啓発の充実を図ります。
- 災害時要援護者避難支援体制の充実に取り組めます。

4 施策の体系

基本目標の達成に向けて施策の展開を図るため、次のような施策の体系を設定します。

■施策の体系

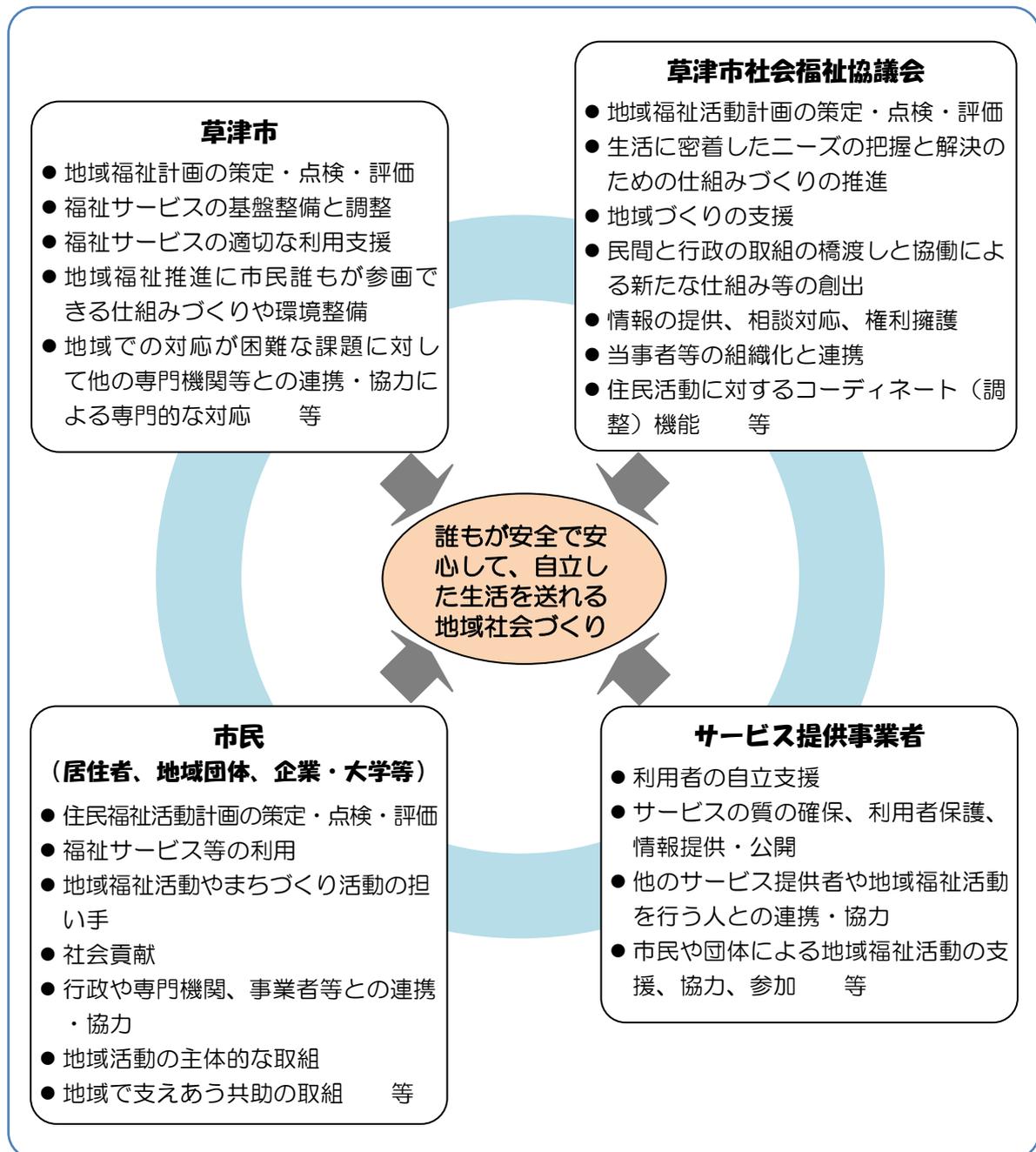


5 地域福祉推進の各主体の役割

みんなで基本目標達成に向けて取り組みましょう！

第2期草津市地域福祉計画は、行政、市民、地域の各種団体、民生委員児童委員、ボランティアやNPO^{*}、福祉サービス提供者、社会福祉協議会、企業や商店、大学等地域とかわるあらゆる主体にとって、地域福祉を進めるための基本的な指針となるものです。それぞれの主体には、次の図の役割が期待されます。

■地域福祉推進の各主体の役割



6 重点プログラム

重点プログラム1 住民が進める地域福祉

① 市民コーディネーター（調整役）の育成

市民コーディネーター（調整役）は、地域福祉を推進する上で、重要な役割を果たします。その役割は、地域の中で支援を必要とする人や生活課題に「気づき」、必要な相談あるいは支援のための専門機関に「つなげる」、また、地域の課題に合った活動を「つくる」、地域福祉の担い手や活動の芽を発見し、働きかけ、地域福祉活動を行う人材や活動団体を育成するといったことが考えられます。

草津市では、市社協の専門職であるコミュニティワーカー^{*}のコーディネート機能を充実させ、地域活動の支援拡大を図るとともに、地域においては地域住民の中から、地域づくりを進めるキーパーソン^{*}となるべき担い手としての市民コーディネーターの育成支援に努めます。

また、それぞれの役割分担と協働のあり方について十分な検討を図るとともに、地域の関係機関と連携を深めながら地域の特色を生かした地域福祉の推進を図ります。

② 子どもや青年層、壮年層等の幅広い担い手の育成

地域福祉の担い手の高齢化や人材不足などを解消するため、若者や団塊の世代など退職者の参加を促進します。地域福祉の必要性と意義についての啓発を繰り返し行うとともに、地域福祉で求められているボランティア活動等の情報の発信、ボランティア講座の開催、ボランティアのきっかけづくりなどを進めます。

○大学協定による学生ボランティアの有効活用

○企業等と協働し、ノウハウや設備を生かした地域との協働の取組み、企業等の社会貢献活動の促進

○親子で参加・体験できる機会の提供

○子どもが地域福祉やまちづくりに関心を持つように、子ども懇談会の定期的な開催

○子どもボランティア活動の促進と子どものボランティア情報誌の発行

○企業等就業者や社会福祉法人職員のボランティアへの参加とその技能の活用

○団塊の世代対象の地域活動実践講座の開催やボランティア等を受け入れる機会の確保

③ 身近な地域でのちょっとしたボランティア活動をしやすい仕組みづくり

働いている人や学生でもちょっとした時間を使って、身近な地域でちょっとしたボランティア活動ができるよう、地域で必要とするボランティアやボランティア希望者をつなぐ仕組みづくりに取り組めます。

- 地域で必要とするボランティア活動とボランティア希望者をつなぐ地域ボランティア窓口や登録の体制整備
- 地域でのボランティア相談
- ホームページや携帯電話など様々な情報媒体で、ボランティア情報を提供

重点プログラム2 草津市社会福祉協議会のつなぎ機能を活用したセーフティネット（安全網）の強化

① 住民同士、住民と団体、団体同士、団体と事業者・企業などをつなぐ機能の強化

住民の幅広い参加のもとに、地域で支援を必要とする人の見守りや福祉課題に対する新たなサービスの提供、障害のある人の就労の場の確保などの可能性が広がるよう、多様な人や団体・組織等と連携を強化するとともに、市社協のつなぎ機能の活用強化を進めます。

- 地域福祉計画や地域福祉活動計画について、企業や商店の人にも理解していただき連携を図れるよう、草津商工会議所に働きかけるとともに、地域懇談会などへの参加を促進
- 学区社協と町内会、NPO[※]、ボランティア団体、企業・商店、社会福祉施設等との連携強化のための（仮称）わがまち元気会の開催
- 困難事例や複合的な要因で支援を必要とする家庭への支援を適切に行えるよう、地域包括支援センター[※]をはじめ専門相談機関同士の情報交換や交流機会の充実
- 課題に対応した支援ネットワークの構築と運営
- 先進的な地域福祉サービスの情報収集と提供

重点プログラム3 要援護者支援体制づくり

① 災害時要援護者支援体制づくり

災害時にも高齢者及び障害のある人で援護が必要な人が、安心して避難できるよう、また、安心して避難所での生活が送れるよう、「草津市災害時要援護者避難支援プラン全体計画」を踏まえ、学区・地区・区での支援体制づくりを進めます。

- 民生委員児童委員、町内会や学区社協が連携して、地域で支援が必要な人を把握し、登録者リストの作成・管理
- 個別支援プランの作成支援と適正管理
- 要援護者参加型の防災訓練の計画・実施
- 市社協による災害ボランティアセンター^{*}の運営
- 福祉避難所の設置や災害時の企業等ボランティアの登録

重点プログラム4 身近な地域での相談・情報提供・ふれあいの場づくり

① 身近な地域での情報提供やふれあいの場づくり

大人も子どもも、障害のある人も外国人も、身近な地域の中で、誰もが気軽に立ち寄り、話をしたり、遊んだり、住民同士が情報交換できる場づくりを進めます。

- 集会所等地域の施設を活用した共生型サロン^{*}活動
- 当事者団体による交流の場づくり
- 学区社協との連携による空き店舗や空き家等を活用したふれあいの場づくり

第3章 基本目標達成に向けての施策の展開

基本目標1	みんなで育てあう人づくり	29
基本方向1	福祉意識の醸成	29
基本方向2	担い手の育成	33
基本方向3	福祉学習の推進	37
基本目標2	みんなで支えるまちづくり	41
基本方向1	地域のネットワークづくり	41
基本方向2	地域資源の有効な活用	45
基本方向3	関係団体の活動強化	49
基本目標3	みんなで創る 人にやさしい福祉のまち	52
基本方向1	福祉サービス利用の支援	52
基本方向2	安全に暮らせる地域づくり	57
基本方向3	協働の推進	61

基本目標1 みんなで育てあう人づくり

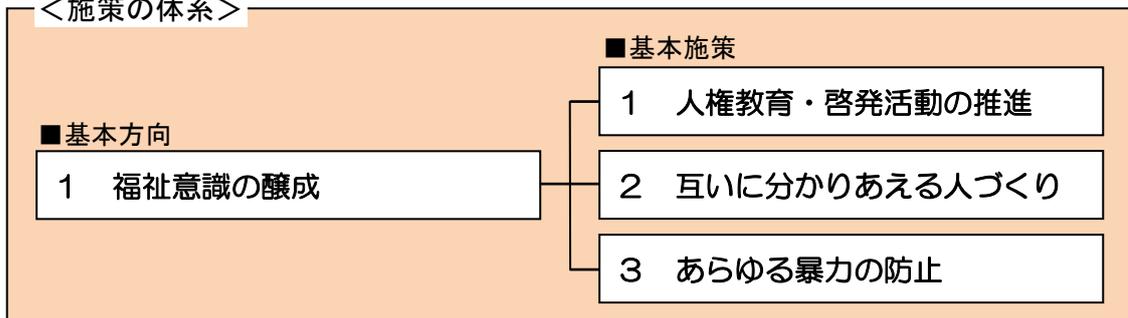
基本方向1 福祉意識の醸成

市民誰もが福祉に関心を持つとともに、お互いに人権を尊重しあい、共に生きる社会づくりを進めるため、ノーマライゼーション[※]理念やソーシャルインクルージョン[※]理念など、人権にかかわる基本的な考え方の普及・啓発を図ります。

また、子ども、高齢者、障害のある人等すべての人々が共に福祉のまちづくりを進められるよう、市民に対する相互理解や、男女共同参画[※]に対する理解を深めるための機会の充実を図ります。

さらに、配偶者等に対する暴力や児童虐待等の人権侵害にかかる啓発を強化し、地域での暴力防止や虐待防止の取組を促進します。

<施策の体系>



※ノーマライゼーション

「障害のある人を含む社会的支援の必要なすべての人たちが、一人の人間として尊重され、そのあるがままの姿で他の人たちと同等の権利を享受できるようにする」という考え方

※ソーシャルインクルージョン

「すべての人を孤立や排除、摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあう」という考え方

基本施策1 人権教育・啓発活動の推進

<取組と課題>

市民誰もが相互に人権を尊重し、支えあう「共生社会」の実現をめざし、学校、地域、職域での研修会を実施しています。また、地域での町内学習懇談会をはじめ企業内同和研修等、地域や職場での取組を進めています。

今後は、地域、職域、学校等それぞれにおける取組内容の充実や広く市民の参加を促し、一人ひとりの人権意識の向上を図ることが必要です。

<施策の方向>

「人権擁護に関する基本方針」に基づき、市民に対する人権啓発・人権教育を推進します。また、市民誰もがお互いの人権を尊重し、相互に理解を深め、あたりまえに暮らしていけるように、人権に関する基本的な考え方であるノーマライゼーション^{*}やソーシャルインクルージョン^{*}の考え方の普及・啓発を図ります。

■主な施策

施策	内容
学校における人権教育の推進	子どもたちの人権に対する意識を育むため、副教材等を活用して学校における人権教育を推進します。
市民に対する人権啓発・教育の推進	市民一人ひとりの人権に対する意識の向上を図るため、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題（障害者、男女、子ども、高齢者、外国人等）をテーマにした人権教育を推進します。
事業所等における人権教育の推進	同和問題をはじめとするあらゆる人権問題（障害者、男女、子ども、高齢者、外国人等）また、就職や労働条件等に関する差別など事業所等における人権問題などに対する事業主や従業員の関心を高め、解決に向けての意識の向上を図ります。
啓発活動の推進	各種フォーラムや各種媒体を通して、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題（障害者、男女、子ども、高齢者、外国人等）をテーマにした啓発活動を推進します。 また、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンなど、人権にかかわる基本的な考え方の普及・啓発を図ります。

基本施策2 互いに分かりあえる人づくり

＜取組と課題＞

男女共同参画[※]の推進と、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等あらゆる人がお互いに分かりあえる環境づくりのためのセミナーやイベントを開催しています。

今後は、地域活動としての取組を進め、参加者の拡大を図るための工夫を行い、「住みよいまちづくり」を進めることが必要です。

また、すべての人々を孤立や排除等から援護し、社会の構成員として包み支えあう地域社会を構築すると同時に、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざした心のバリアフリー[※]の推進が必要です。

＜施策の方向＞

市民ひとり一人がお互いを尊重しあい、共に福祉のまちづくりを進められるよう、外国人や障害のある人が地域から孤立することなく、誰もが地域の一員として暮らせるまちづくりをめざします。

また、男女共同参画社会基本法をはじめ、男女共同参画の理念についての理解が深められるよう、啓発を進めます。

■主な施策

施策	内容
外国人や障害のある人との交流の促進	市民の生活習慣や文化の違う外国人に対する理解、様々な障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、地域で交流できる機会づくりを促進します。
男女共同参画についての意識啓発	男女が互いに人権を尊重しあい、共に協力して支えあうまちづくりを進めることの重要性など、男女共同参画について市民の意識啓発を図ります。

基本施策3 あらゆる暴力の防止

＜取組と課題＞

家庭内暴力、児童虐待、ひきこもり[※]等の社会的養護を必要としている子どもの増加やケースの複雑化に対応するため、家庭児童相談室では相談員を増員し、学校など関係機関との連携を図りながら、虐待の予防、早期発見に努めています。

今後は、草津市要保護児童対策地域協議会や滋賀県子ども家庭相談センター等専門機関や保育所、幼稚園、学校、保健センター、医療機関、地域住民等との連携による早期発見などの取組を一層推進する必要があります。

また、暴力は人権侵害であることの啓発や相談対応体制の充実を図ることが必要です。

＜施策の方向＞

配偶者等に対する暴力は人権侵害であることへの理解と防止に向けた啓発を進めます。児童虐待や高齢者虐待、障害のある人の虐待の防止に向け、通報・相談体制の充実を図るとともに、関係機関によるネットワークを整備し、防止・早期発見・支援などの対応の体制強化を推進します。また、SOSを発信したり、相談したり支援を求めることが出来る地域関係をつくることが期待されます。

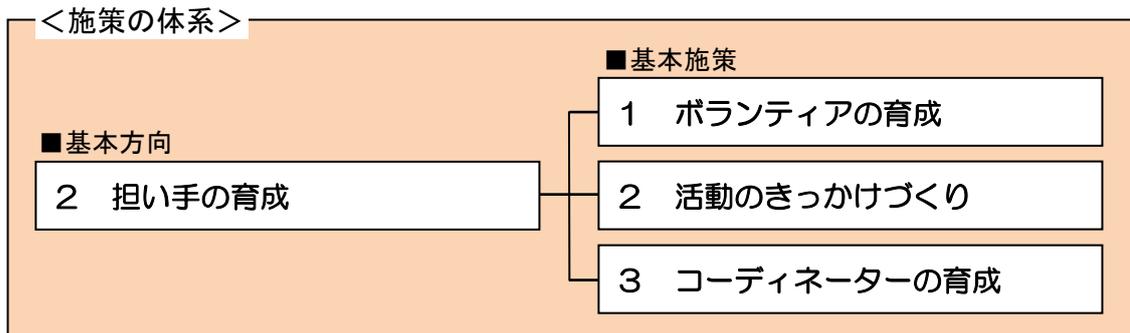
■主な施策

施策	内容
配偶者等に対する暴力の防止	配偶者等に対する暴力は人権侵害であることへの理解を深めるとともに、地域での暴力防止の取組を促進します。
児童・高齢者・障害のある人に対する虐待の防止	児童虐待や高齢者虐待、障害のある人の虐待防止に関する啓発を進めるとともに、地域での虐待を見逃さない取組を促進します。
相談体制の充実	関係機関との連携を図り、虐待の早期発見や迅速な対応のための相談体制の充実を図ります。

基本方向2 担い手の育成

地域福祉活動やまちづくり活動などに、これまで参加が少なかった子ども、若者、団塊の世代などの参加しやすい環境づくりに努めます。

また、地域福祉を行政と市社協、市民等とが協働で進めるため、それぞれをつなぐコーディネーター（調整役）の育成を進めます。



基本施策1 ボランティアの育成

<取組と課題>

市社協と連携し、ボランティアの育成を行っています。また、草津市ボランティアセンターに登録するボランティアグループの交流と情報交換の場として、ボランティア交流会を開催しています。

今後、福祉活動等の担い手の高齢化などから、市社協（ボランティアセンター）、NPO等と協働を進め、担い手の育成を図ることが必要です。

<施策の方向>

地域での福祉ニーズの多様化などに対応するとともに、様々な能力や知識、経験のある人材を発掘するため、ボランティア講座の開催やボランティア登録の呼びかけを積極的に行うなど、ボランティアの育成を進めます。また、身近な地域でのボランティアの需給調整ができる体制づくりを進めます。

■主な施策

施策	内容
学校等教育機関と地域との連携強化	学校が創意工夫を凝らした教育活動を展開するため、地域とのつながりを深め、地域教育ボランティアの積極的な参画を進めます。また、子どもたちが積極的にボランティア活動に参画できるよう、メニューづくりや場の確保、仕掛けづくりを進めていきます。（重点プログラム1-②参照）
地域のニーズに応じたボランティアの育成	地域で必要とされるボランティアの育成を進めます。また、福祉に限らず文化・芸術、社会教育、スポーツ、社会等に関する各種分野の指導者（学習ボランティア）等の人材登録制度を充実するとともに、活動機会の提供の充実に努めます。
認知症サポーター [※] の養成と活動の促進	地域での認知症の人や家族を支援する応援者（認知症サポーター）の養成に引き続き取組み、認知症高齢者への理解と支援が得られるまちづくりを進めます。
団塊の世代等の参画促進のための研修の実施	退職を迎えている団塊の世代の社会参加の一環として、ボランティア活動に参加しやすいよう、体験機会の提供や講座、グループ活動支援などを進めます。（重点プログラム1-②参照）
社会福祉施設や医療機関等との連携によるボランティア活動の場の提供	ボランティア講座受講生等がボランティア活動の実践に取組めるよう、特別養護老人ホームなど社会福祉施設や医療機関などとの連携・協力により、ボランティアの体験や活動機会の場の提供を図ります。
学区・地区ごとの地域ボランティアの登録・活動機会の提供等の仕組みづくり	身近な地域で気軽にボランティア活動ができるよう、また、買い物や草刈り、電球の交換など、ちょっとしたニーズに対応できるよう、学区・地区ごとに地域ボランティアの登録やニーズの把握、需給調整等を行う仕組みづくりを進めます。（重点プログラム1-③参照）

基本施策2 活動のきっかけづくり

＜取組と課題＞

地域活動への地域のいろいろな人のかかわりを促進するため、そのきっかけづくりとして地域を中心に学習機会の提供や懇談会を進めています。

これまで各種地域団体等を中心に様々な学習への参加がありましたが、今後は、より一層地域福祉を推進するため、子どもや青年層、壮年層へと、担い手の拡大を図ることが必要です。

また、ボランティア活動の機会拡大を進めることが必要です。

＜施策の方向＞

地域福祉活動への地域の様々な人のかかわりを促進するため、そのきっかけづくりとなる学習機会の提供や懇談会、ボランティア体験機会の提供充実に努めます。とりわけ、親子、退職後の男性などが気軽に取組めるよう、市社協や社会福祉施設等と連携して、ボランティア講座やイベント、体験機会などの提供を進めます。

■主な施策

施策	内容
親子でボランティアに参加できる機会の提供	親子が地域に目を向け、地域での様々な活動への参加を促進できるように、そのきっかけづくりとなるような機会の提供に努めます。
老人クラブ活動の促進	老人クラブの自主的な活動の支援に向け、活動推進員を配置し、組織づくりの推進を行うとともに、高齢者の健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりを目的とした取組を支援します。
大学と社会福祉施設、地域団体、企業、商店等の連携による若者の地域福祉活動の参加機会の提供	若者のボランティア活動等への参加促進を図るため、そのきっかけづくりや継続して活動を行うような仕組みづくりを進めます。
福祉を考える啓発イベント等の開催	市民の地域福祉活動参加へのきっかけとなるよう、市社協と連携し住民との懇談会やイベントの開催を進めます。

基本施策3 コーディネーターの育成

<取組と課題>

地域の多様な人材を発掘し、地域福祉の推進に参画してもらうため、市社協に地域福祉コーディネーターの配置を行うとともに、地域サロン活動などの支援を行っています。

高齢化の進行とともに、高齢者世帯などの増加も著しいことや、子育て・子育てに対する見守り・支援、障害のある人が安心して暮らせる地域づくりなど、地域での福祉活動の役割は一層重要となっています。

学区社協など、地域でのボランティア活動を行う地縁型の活動と、地域を限定しないテーマ型の活動のネットワークを強化し福祉ニーズ等に応じた多様な活動の促進が必要です。

<施策の方向>

学区社協などが行う小地域福祉活動の主体的な推進を図るため、また、協働により効果的に地域活動を進められるよう、市社協の地域福祉コーディネーター機能を充実し地域活動の支援拡大を図るとともに、地域の中から地域づくりを進めるキーパーソン^{*}となるべき担い手としての市民コーディネーターの育成に努めます。

■主な施策

施策	内容
市社協のコーディネーター機能の充実	市社協の地域福祉コーディネーター機能の充実を図り、住民福祉活動の企画・調整・推進を支援します。 (重点プログラム1-①参照)
市民コーディネーターの育成	学区・地区・区における住民活動のキーパーソンとなるべき担い手としての市民コーディネーターを育成支援します。 (重点プログラム1-①参照)

基本方向3 福祉学習の推進

市民一人ひとりが福祉に関する関心を高め、思いやりや支えあい、助けあいの心を育むため、子どもの頃から生涯を通じて福祉学習を受ける機会の提供を進めます。

また、市民誰もが命の大切さや思いやりの心を、地域の様々な人との交流やふれあいを通して育めるよう、交流やふれあいの場づくりを促進します。

<施策の体系>

■基本方向

3 福祉学習の推進

■基本施策

1 学校教育

2 生涯学習（社会教育）

3 交流・ふれあいの場づくり



基本施策1 学校教育

＜取組と課題＞

福祉に対する意識を高め、支えあい、助けあうことが当たり前として福祉活動に参加できるよう、子どもの頃から福祉活動を知り、経験することが重要であることから、学校教育の場で福祉体験学習を進めています。

今後は、地域と連携した福祉教育やハンディキャップ体験^{*}等を引き続き行い、子どもたちが人の痛みを理解し主体的にボランティア活動を行うなど、福祉活動への意欲向上を支援していくことが必要です。

＜施策の方向＞

子どもたちが福祉に対する意識を高め、主体的にボランティア活動に取り組めるよう、市社協や社会福祉施設、障害者団体、地域団体等と連携した福祉教育やハンディキャップ体験等を引き続き進めます。

■主な施策

施策	内容
福祉体験学習の推進	小・中学校と社会福祉施設、市社協等との連携により、子どもたちの福祉体験学習を推進します。
親子学習の機会づくり	福祉に対する子育て世代の関心を高めるため、親子が関心を持ち参加しやすいテーマを検討し、学習機会の提供を進めます。

基本施策2 生涯学習（社会教育）

＜取組と課題＞

学校と家庭・地域が連携しながら、青少年の健全育成やコミュニティの形成などをめざす「地域協働合校」を進めています。また、公民館等における生涯学習活動を通して、福祉に対する意識の向上や必要な知識、技術の習得を図っています。

今後も、地域や福祉施設等との連携を図りながら、「地域協働合校」の取組を進めていくなかで、福祉についての教育・学習活動を推進していくことが必要です。

また、福祉教育・福祉学習についての学習情報を発信し、教育・学習活動への参加を促していくことが必要です。

＜施策の方向＞

市社協や社会福祉施設、地域団体や障害者団体等と連携し、市民の福祉に対する意識の向上を図るとともに、福祉に対する理解を深めたり、支援や介助に必要な知識、技術の習得を促進します。

■主な施策

施策	内容
福祉教育についての啓発	福祉教育について家庭、地域、学校が連携して取組むことの重要性について啓発を進めるとともに、家庭、地域、学校が連携した実践活動を推進します。
地域での子どもの体験学習の開催	子どもたちが次代を担う大人として、福祉についての視野が広がるように、地域での様々な体験機会の提供を進めます。
地域福祉に関する講座の開設	市社協などと連携し、地域福祉活動に参加するきっかけとなる講座を開催し、学習の機会や場の提供に努めます。
行政職員及び教職員の福祉学習の推進	行政職員や教職員が、地域の課題に目を向け、複雑・多様化する福祉ニーズに適切に対応できるよう、市社協をはじめ関係機関との連携により福祉に関する研修の充実を努めます。

基本施策3 交流・ふれあいの場づくり

<取組と課題>

地域住民の連帯感や自治意識の高揚を図るため、ふれあいまつり等を実施しています。また、地域活動の促進を図るため地域での活動を紹介した事例集を発行しています。

アンケート調査やワークショップ^{*}などから、三世代交流や高齢者、子ども、障害のある人たちが身近な地域で気軽に集える場づくりなどが求められていることから、今後は、交流や情報交換、あるいは相談の場ともなるような場所づくりが必要です。

また、地域での活動を支援するため、各地域での活動紹介等の情報交換を図ることが必要です。

<施策の方向>

身近な地域の中で高齢者や子ども、障害のある人、外国人など、誰もが気軽に集い、交流できる機会や場づくりを進めます。

空店舗等を活用した（仮称）コミュニティサロンの開催等地域の誰もが気軽に立ち寄ることができる場づくりを進めます。

■主な施策

施策	内容
地域での世代を超えたサークル活動の促進	地域での趣味やスポーツなどにおいて、世代を超えた多様なサークル活動を促進します。
健康づくりや食育等を視点とした世代間交流の促進	生涯を通じた健康づくりを進めるため、生活習慣病の予防や正しい食習慣づくりなど、世代を超えて地域ぐるみで健康に対する関心を高め、健康づくり運動を促進します。
子どもや青年層の多様な体験・参加の場の提供	地域団体をはじめNPO [*] 、社会福祉施設等と連携し、子どもや若者が福祉活動をはじめ様々な体験ができる機会の提供を進めます。
社会福祉施設の地域への開放や地域住民との交流の促進	介護保険施設や障害者施設等の社会福祉施設と地域との交流や連携を深めるため、施設利用者や職員の地域行事への参加を促進するとともに、施設でのイベント等に地域住民の参加を促進するなど、施設と地域との相互交流の促進を図ります。また、社会福祉施設における地域住民の趣味の活動のための施設開放等を促進します。
身近な地域での交流の場づくり	高齢者をはじめ子どもや障害のある人、外国人、親子連れなど、地域の様々な人たちが気軽に立ち寄って話をしたり、遊んだり、情報交換を行ったりできるよう、学区・地区・区をはじめ町内会など、身近な地域での交流の場づくりを進めます。（重点プログラム4-①参照）

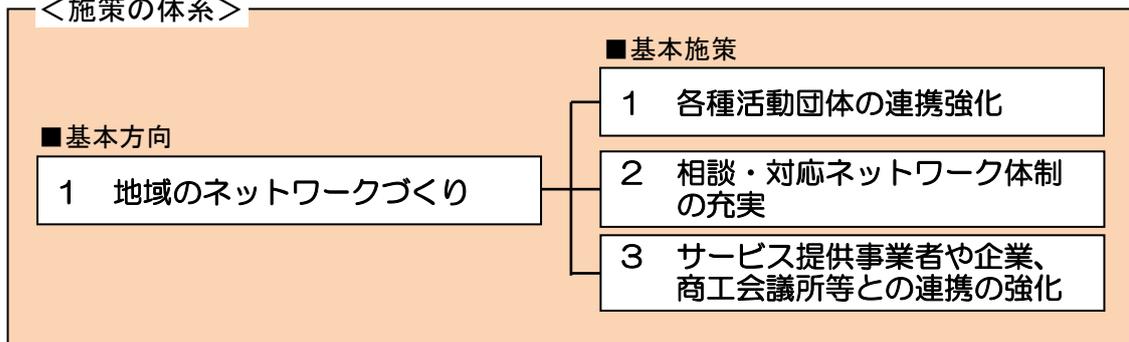
基本目標2 みんなで支えるまちづくり

基本方向1 地域のネットワークづくり

地域で支援を必要とする人を見逃さず、適切にサービスにつなげられるよう、また、市民の多様な相談に対応できるよう、地域で福祉活動を実践している団体や地域を限定せずに活動しているNPO[※]やボランティア団体と行政や市社協、専門機関などとの連携を強化します。

さらに、地域団体や関係機関等をつなぎ、新たなサービスの開拓や活動につなげられるよう、市社協のつなぎ機能の活用強化を図り、地域でのきめ細やかなセーフティネット[※]の構築を促進します。

<施策の体系>



※セーフティネット

困難な状態に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組みまたは装置を意味します。地域福祉では、地域住民、関係機関・団体、市町村などが地域における課題を共有化し、計画的な課題解決のための取組を推進するとともに、地域において様々な困難や課題を抱える要援護者を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくための情報提供や相談機能の整備と、それらの連携システムのことをいいます。

基本施策1 各種活動団体の連携強化

<取組と課題>

地域の中で見守りや支援が必要な人の把握や緊急時などの対応を行うため、民生委員児童委員や町内会、福祉推進員活動などの取組や、市あるいは専門機関等との連携を図っています。

また、災害時において要援護者の避難を支援するため、平成22年度から要援護者名簿の作成を開始します。

見守りや支援活動等を行う上で、個人情報保護に配慮しながら、関係団体の連絡調整、情報共有ができるネットワークの整備が必要です。

<施策の方向>

民生委員児童委員や福祉委員の活動について広くPRに努め、住民への周知を図り市民の理解を深めます。また、市社協との連携・協力のもと、関係団体や関係機関等とのネットワークの強化を図ります。

■主な施策

施策	内容
民生委員児童委員活動の市民に対する周知	ひとり暮らし高齢者に対する支援をはじめ地域の中で様々な活動を行っている民生委員児童委員の活動について、住民の理解を深めることにより、支援を必要とする人の主体的な相談や、近隣住民などの主体的な見守り活動等の促進を図ります。
地域懇談会への各種地域団体や社会福祉施設等の参加促進	地域における生活課題の共有や課題解決に向けての取組を検討するため、学区・地区・区単位での地域懇談会を定期的開催するとともに、地域で支援を要する人たちに、公的サービスや地域での助けあい活動を組み合わせ、きめ細やかな支援を行うため、地域懇談会への各種地域団体や社会福祉施設等の参加を促進します。
セーフティネット※の構築	認知症の徘徊高齢者の対応、子どもの登下校時の見守り、虐待防止等地域ぐるみの子育てやひとり暮らし高齢者に対して地域でのきめ細やかなセーフティネットを構築します。

基本施策2 相談・対応ネットワーク体制の充実

＜取組と課題＞

相談窓口は子ども、障害のある人、高齢者などの対象者や内容に応じて専門的な相談機関や市の窓口があります。また、地域では民生委員児童委員などの相談窓口があります。相談が必要な人にとっては、どこにいけばいいのかの情報が必要であるとともに、複合的な内容については、たらい回しにされずに適切な対応が望まれ、相談対応窓口でのきめ細やかな対応が必要です。

今後は、市社協、市民センター、地域包括支援センター[※]、子育て支援センター[※]、障害者福祉センター等の相談窓口の充実と連携の強化をより一層進める必要があります。

＜施策の方向＞

市民の相談に適切に対応できるよう、身近な相談窓口から専門相談機関まで連携を強化します。また、地域団体や関係機関等をつなぎ、新たなサービスの開拓や活動につなげられるよう、市社協のつなぎ機能の強化や市民センターの活用を図り、地域福祉に関する者の情報交換や連携の場（プラットフォーム[※]）づくりを促進します。

■主な施策

施策	内容
地域の身近な相談窓口と市行政の各担当窓口等との連携強化	地域での市民の相談に適切に対応するため、専門的な対応や複合的な問題への対応が必要な場合など、民生委員児童委員や福祉委員、ひとり親相談員、健康推進員、認知症サポーター [※] など、地域の中での相談窓口機能を果たす相談員と、市行政の各担当窓口との連携を強化します。
専門相談機関と市行政各担当窓口、専門相談機関同士の連携強化	地域の相談員からの相談や市行政窓口での相談などに迅速かつ適切に対応するため、市行政各担当窓口と専門相談機関との連携や、必要に応じて専門相談機関同士の連携強化を図ります。
市社協の心配事相談の充実	市社協では、市民が安心して相談できる「心配事相談」を実施しています。弁護士相談や日曜日の開設等、利用しやすい相談窓口の開設を図ります。
市社協による福祉分野のプラットフォームづくりの促進	市民の相談に適切に対応し、支援が必要な人や家族等にきめ細やかな支援を提供できるよう、地域包括支援センター、市社協、サービス提供事業者等が連携・協力できる場として(仮称)地域ケア会議を開催します。(重点プログラム2-①参照)

※プラットフォーム

地域福祉では、「地域福祉の担い手である地域住民、地域団体、社会福祉施設等関係機関、行政などが幅広く参加し、情報交換や話し合いなどを行いながら、連携を図っていく場」として位置づけています。

基本施策3 サービス提供事業者や企業、商工会議所等との連携の強化

<取組と課題>

障害福祉サービスの提供や障害のある人の就労促進に関してなど、サービス提供事業者等関係者が協議する組織として「障害者地域自立支援協議会[※]」が立ち上がっています。また、高齢者についても地域包括支援センター[※]連絡会や事業者連絡会などがあります。

今後、支援を必要とする人や家庭、制度の狭間にある人などに対して、きめ細やかなサービスを提供できるよう、サービス提供事業者をはじめ企業や商工会議所等様々な視点から広く取組むことが必要です。

<施策の方向>

地域の実情や特性に合った福祉活動を推進し、幅広い視点での活動や交流の機会の提供を行えるよう、学区社協の活動と社会福祉施設や企業、商店等との連携を促進します。

また、市社協との連携のもとに、新たなサービスなどの取組に努めます。

■主な施策

施策	内容
地域と社会福祉施設や企業、商店との連携の促進	地域住民の幅広い参加のもと、見守りや新たなサービスの提供、あるいは障害のある人の就労の場の確保などの可能性が広がるよう、また、福祉サービスやボランティア活動、町内会活動などの情報提供を診療所や病院、スーパーなどと連携して行うなど、地域と社会福祉施設、サービス提供事業者や企業、商店との連携を促進します。

基本方向2 地域資源の有効な活用

地域の様々な生活課題に対応し、自主的な地域住民や地域団体等が支えあいや助けあいの活動を進められるよう、市社協と連携して支援するとともに、社会福祉施設をはじめ企業等の地域貢献を促進します。

また、地域での支えあいや助けあいの活動等が円滑に進められるよう、身近な地域での拠点施設の確保など、地域福祉活動の場づくりを進めます。

<施策の体系>

■基本方向

2 地域資源の有効な活用

■基本施策

1 住民活動の促進

2 民間事業者の地域貢献の促進

3 地域福祉活動の場づくり



基本施策1 住民活動の促進

<取組と課題>

町内会や学区のまちづくり委員会は、地域住民の連帯感や自治意識を醸成し、生活の基盤となる単位といえます。学区社協では、平成20年度から学区・地区・区住民福祉活動計画の策定を進めてきて、平成22年度ですべての学区・地区・区で策定されます。

今後、地域の実情に応じた取組や、地域住民による進捗管理を行うため地域の学校、町内会、学区社協、福祉関係者等の話し合いの場が必要です。また、町内会離れを防ぎ、「向こう三軒両隣」の助けあいを進めていくことが必要です。

また、地域サロンをはじめ、ボランティア活動者による交流会などを進めています。お互いに交流することにより、運営や活動上、工夫していることや悩みの相談など情報交換も行うことができます。

今後は、高齢者世帯のゴミ出しや買い物ボランティア等のお世話役さんを育てるなど、向こう三軒両隣の取組を進める必要があります。

<施策の方向>

学区・地区・区住民福祉活動計画の進捗状況の点検や見直しなどを、市社協と連携して支援します。また、地域の課題解決に向け地域の関係者会議（仮称わがまち元気会）の開催を支援します。

■主な施策

施策	内容
地域の特性に合った小地域福祉活動の促進	学区・地区・区により人口や世帯構成、住居形態なども異なることから、地域の特性や実情に応じた小地域福祉活動の促進を図ります。地域の実情にあわせ高齢者世帯のゴミ出しや買い物ボランティア等、地域力を生かした取組を進めます。
地域福祉活動等の先進事例の情報提供	市民が自分たちの地域や団体、グループで取組める事例の発見やボランティア活動の意識、楽しさ、やりがいなどの情報の共有を図り、地域福祉活動を推進することを目的に、町内会やボランティアグループ等が行っている地域福祉活動の事例を収集し、地域団体等に情報提供を進めます。
地域活動のPR	市民が学区・地区・区の活動や町内会の活動などに関心を持ち、参加したいと思うように、地域活動のPRを強化します。

基本施策2 民間事業者の地域貢献の促進

＜取組と課題＞

各居宅介護支援事業所において、地域住民を対象に講座の開設や保育園児と高齢者の交流などが取組まれています。

また、中学1年生を対象に福祉施設での職場体験学習を実施しています。

今後、介護施設や障害福祉施設と地域住民との連携による自立生活の支援や、地域住民などの施設でのボランティア体験や活動など、福祉施設等を活用した地域貢献型の活動や事業の一層の展開が必要です。

また、商店や企業による地域貢献活動や住民活動への参加など地域の一員としての取組が必要です。

＜施策の方向＞

介護施設や障害福祉施設における地域住民のボランティア体験などの事業展開を進めます。

また、商店や企業による地域貢献活動を進めます。

■主な施策

施 策	内 容
大学との連携による学生ボランティアの活動促進	大学生ボランティア等の地域での子どもの見守り活動や土曜日の学習支援、社会福祉施設のボランティア体験、大学の福祉講座等の社会人開放など、大学との連携による地域福祉活動の多様な展開を促進します。
企業や商店、社会福祉法人等の社会貢献の促進	企業や商店等の地域活動参加を促進します。また、企業等地域団体等と情報の共有を図り、地域での社会貢献の取組を進めます。
社会福祉法人の人材活用	社会福祉法人の持っている豊富な人材や専門的な知識について、地域活動者の研修に活用するとともに、施設関係者の地域の一員として提案や取組を進められるよう、地域懇談会への参加を促進します。

基本施策3 地域福祉活動の場づくり

<取組と課題>

圏域には、草津市全域、中学校区域、小学校区域、町内会区域、日常のふれあい区域などがあり、交流や相談など、対象者や内容によりそれぞれの区域を単位に事業や活動を進めています。

活動内容や参加者数などに応じて、学校、保育所、市民センター等既存の公共施設や空き店舗、空き家などを活用したサロンやつどいの広場の開設も考えることが必要です。

また、高齢者の匠の技の活用や、小、中学生の地域参加等人的資源の活用が重要です。

<施策の方向>

地域住民の多様な生活課題に対応し、支えあいや助けあい、交流等の活動の内容の広がりや活性化を図るため、学区・地区・区における地域活動の拠点として市民センターの機能強化を図るとともに、集会所や空き店舗、空き家などを活用した身近なふれあいの場や情報交換の場づくりを検討します。

■主な施策

施策	内容
小地域福祉活動の拠点の確保	小地域福祉活動の充実を図るため、集会所等地域の活動拠点の確保を支援します。
学校や空き店舗等の有効活用	地域活動の場を確保するため、学校の余裕教室や空き店舗、空き家、休みの日の学校・保育所等を活用したふれあいの場づくりについて検討します。(重点プログラム4-①参照)
市民センターの機能強化	学区・地区・区の活動の拠点施設として、市民センターが相談や情報提供、交流や地域ボランティアの需給調整などの機能を果たすことができるよう、関係課や地域団体等と体制整備環境整備について検討します。

基本方向3 関係団体の活動強化

地域住民の多様な福祉課題に対応するため、市社協の団体間の連携や調整等つなぎ機能等の強化を図るとともに、地域の活動のみならず、地域を限定しないいわゆるテーマ型などの活動との連携を図ります。

また、ボランティアからコミュニティビジネスまで、幅広い市民活動の推進について検討します。

< 施策の体系 >

■基本方向

3 関係団体の活動強化

■基本施策

1 草津市社会福祉協議会の機能強化

2 NPO・ボランティア等への支援

ボランティアセンターは、ボランティア活動の拠点です。
市民の皆さんがいつでも気軽に参加できる活動の場を提供するとともに、様々な支援と情報の発信をしています。

ボランティア活動に参加してみたい



ボランティアの援助が欲しい



ボランティア活動をしている人と話してみたい



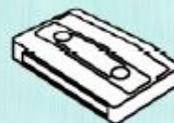
ボランティア活動について勉強したい



物やお金を社会のために役立てたい



ボランティア活動のためにビデオなどを借りたい



基本施策1 草津市社会福祉協議会の機能強化

<取組と課題>

市社協は、小地域福祉活動など、地域での具体的な活動を進めていく上で大きな役割を持つとともに、民間組織としての機動性や柔軟性を活かした取組が行われています。

今後は、市との協働を強化し、住民福祉活動計画の進行管理支援を行うなど、住民福祉活動や市民ボランティア活動の活性化を図ることが必要です。

また、草津市における地域福祉活動に関連する専門機関や団体・組織等が連携・協働するためのつなぎ機能（プラットホーム[※]）や地域福祉コーディネーター[※]としての役割の強化が望まれます。

<施策の方向>

地域福祉の中核的な組織として、地域団体やボランティア団体等の活動の促進を図ります。また、様々な活動組織や専門機関等との連携・協働を促進し、幅広い支援活動が行えるよう、市社協のつなぎ機能やコーディネート機能の強化を図ります。

■主な施策

施策	内容
地域福祉活動の支援体制の強化	地域福祉活動が円滑に推進できるよう、市社協のコミュニティワーカー [※] による地域づくりの支援の強化を図ります。また、地域の課題の把握や相談、情報提供等総合的な支援機能を担う地域福祉コーディネーターの配置の充実を図るとともに、市民コーディネーターの育成を進めます。（重点プログラム1-①参照）
地域福祉懇談会の継続支援	住民同士が地域の課題の把握や解決に向けての取組などを協議する場として、市社協と連携して地域福祉懇談会の継続支援を図ります。また、支援活動の担い手や内容が広がるよう、市社協と連携して、社会福祉法人や企業、商店などの参加を働きかけます。（重点プログラム2-①参照）
分野を超えた各種関係機関・団体などとのつなぎ機能の強化	行政をはじめ社会福祉施設やサービス提供事業者、専門相談機関、まちづくり団体、NPO [※] など様々な機関や団体等が連携し、新たなサービスや支援の検討・創出などが行えるよう、市社協のつなぎ機能の強化を図り、協議の場（地域ケア会議）づくりを促進します。（重点プログラム2-①参照）
地域住民の主体的な活動支援	学区・地区・区住民福祉活動計画の実行・点検（評価）・改善・新たな計画づくりといった地域住民の主体的な活動の支援を促進します。

基本施策2 NPO[※]・ボランティア等への支援

＜取組と課題＞

市民活動団体の立ち上げに際しての支援や地域サロン活動、老人クラブの創造推進、地域福祉コーディネート等市民活動への支援を実施しています。

今後は、地域福祉をはじめ環境問題などのまちづくりを担う団体やグループを支援すると同時に、地域福祉の推進という同じ目的を持ったNPOや市民活動についても、さらに連携を進める必要があります。

＜施策の方向＞

ボランティアの知識や技能を高めるため、市社協や社会福祉法人、大学等と連携し、興味や経験に応じた講座の充実を図るとともに、ボランティア団体やNPO同士の情報交換等交流や連携の場の提供を進めます。

また、地域福祉活動のNPO化の支援やコミュニティビジネス[※]についての研究など、多様な地域福祉推進主体の育成に努めます。

■主な施策

施策	内容
ボランティア研修の充実	滋賀県淡海ネットワークセンターや市内社会福祉法人等との連携を図り、ボランティア研修の充実を図ります。
ボランティア団体やNPOなどの相互交流や連携の場づくり	市民の自発的で地域のためになる活動を支援するとともに、相互交流や連携により活動の拡大や内容の充実が図られるよう、市社協による、ボランティア団体やNPOなどの情報交換や交流の場づくりを促進します。
ボランティアセンター機能の充実	市民が利用しやすいボランティアセンターづくりを進めるとともに、地域福祉活動に参加するきっかけとなる講座を開催し、学習の機会や場の提供に努めます。また、まちづくりセンターやコミュニティ支援センター [※] 、市民活動支援組織・団体との連携に努めます。さらに、市民センターにおける地域ボランティアの需給調整機能の構築を支援します。（重点プログラム1-③参照）
まちづくり活動に対する支援	市民活動の立ち上げに対する支援を行うとともに、継続して活動できるよう、関係機関等と連携して支援に努めます。
コミュニティビジネスなどについての研究、検討	地域福祉サービスの新たな担い手として、地域の福祉課題にビジネス的手法を用いて対応する市民活動（コミュニティビジネス）や新たな取組についての研究、検討を進めます。

基本目標3 みんなで創る 人にやさしい福祉のまち

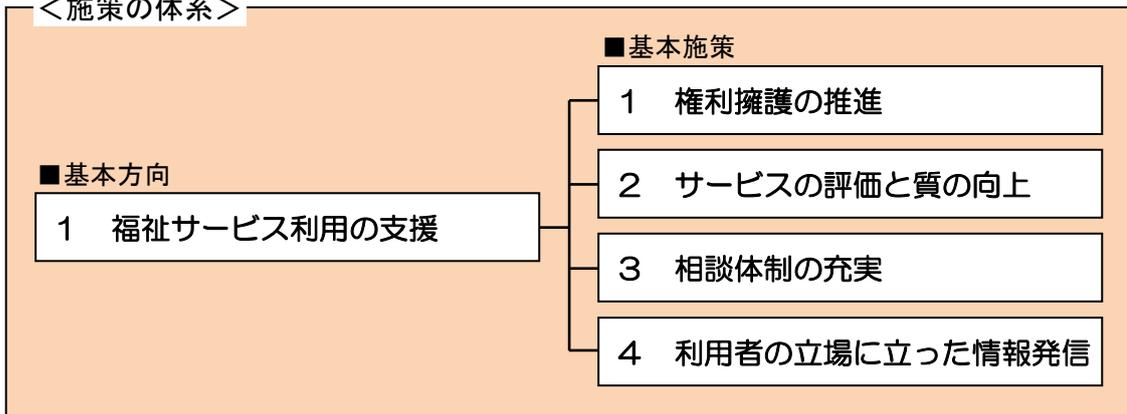
基本方向1 福祉サービス利用の支援

認知症や知的障害などにより判断能力が十分でない人が、地域において福祉サービスや地域での支えあいや助けあいの活動を利用しながら自立した生活が送れるよう、市社協と連携し日常生活自立支援事業など権利擁護制度の利用を促進します。

また、誰もが安心して福祉サービスを利用できるよう、サービスの評価と質の向上について、サービス提供事業者等に働きかけます。

さらに、サービスを利用したい時に、気軽にまた、きめ細やかな相談対応や情報提供を行えるよう、相談・情報提供体制の充実に努めます。

<施策の体系>



基本施策1 権利擁護の推進

＜取組と課題＞

認知症や知的障害などにより判断能力が十分でない人が、地域において自立した生活を送ることができるよう、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助を行っています。

今後、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれることから、本人の意思確認が難しいケースへの対応など状況により成年後見制度への移行等総合的な権利擁護についても検討する必要があります。成年後見制度[※]も含め、総合的に対応でき、誰もがアクセスしやすい事業の実施方法を検討するとともに、住民への権利擁護意識の啓発が必要です

＜施策の方向＞

認知症高齢者や知的障害のある人などで判断能力が十分でない人が、必要なサービスを利用して自立した生活を送ることができるよう、地域福祉権利擁護事業[※]や成年後見制度について周知を図るとともに、利用を促進します。

■主な施策

施策	内容
地域福祉権利擁護事業の周知と利用促進	地域福祉権利擁護事業について、民生委員児童委員等の見守り活動との連携を図り、対象者の掘り起こしや、事業の適切な利用を促進します。
成年後見制度の普及と、福祉・医療・介護の連携した利用しやすい体制の構築	成年後見制度の活用を進めるため、認知症サポーター [※] 養成講座や出前講座等の際に、市民に広く啓発します。また、成年後見制度が利用されるように、NPO [※] 法人等による相談支援に努めるとともに、市民後見人の養成等、制度を利用しやすい仕組みの検討を進めます。

基本施策 2 サービスの評価と質の向上

＜取組と課題＞

介護保険サービスや障害福祉サービス、子育て支援などが、利用者の選択による利用制度となっています。このため、冊子を作成し、制度のPRを行うとともに広報紙によるPRも行っています。

今後は、利用者がサービスの内容や事業者などに対する苦情を公正な立場で処理する仕組みの検討が必要です。

＜施策の方向＞

介護サービスをはじめ障害福祉サービス等に対する苦情については、相談対応の充実を図るとともに、公正な立場で処理する仕組みについて検討します。

また、利用者本位の質の高いサービスの提供を図れるよう、サービス提供事業者の自己評価や第三者評価^{*}の取組や結果の公表を促進します。

■主な施策

施策	内容
事業者のサービスの自己評価の促進	サービス利用者が良質で適切なサービスを受けることができるよう、事業者のサービスの自己評価を促進します。また、その結果については、サービス利用者が知ることができるよう、事業所内での閲覧や広報誌への掲載、事業所及び市のホームページへの掲載等、幅広い公表を促進します。
第三者評価制度の利用啓発	サービス利用者が良質で適切なサービスを受けることができるよう、第三者による専門的な評価に基づきサービスを選択できるよう、第三者評価制度の利用啓発を図ります。
事業者職員やサービス提供者の研修充実についての働きかけ	サービス利用者が良質で適切なサービスを受けることができるよう、事業者職員やサービス提供者に対して利用者の人権尊重と接遇の意識と知識、技術等の向上のための研修の充実について働きかけます。
地域での新たな福祉ニーズの掘り起こしとサービス事業者への発信	支援を必要とする人が、暮らしの場でのニーズに適したサービスが利用できるよう、地域活動の中で新たな福祉ニーズの掘り起こしを進めるとともに、サービス事業者への発信を行っていきます。

基本施策3 相談体制の充実

<取組と課題>

相談内容の多様化・複雑化に対応するため、窓口業務を担う職員の研修会を実施し、総合相談窓口となりうる職員の育成に努めています。

今後も引き続き職員の資質の向上を進めるとともに、地域での身近な相談窓口としての市民センターの活用、また民生委員児童委員による相談機能などの利用しやすい相談体制の構築が必要です。

<施策の方向>

身近な地域の相談窓口として、市民に対し民生委員児童委員の周知を図るとともに、専門的な相談も受けられる体制づくりとして、地域包括支援センター^{*}機能の強化を図ります。また、地域包括支援センター、市民センター職員をはじめ、隣保館、市窓口相談職員の研修を行い、総合相談窓口としての資質の向上を図ります。

複合的なケースや困難事例については、庁内関係課での協議や調整等による対応を図るとともに、県等専門相談機関などとの連携を強化し、適切な対応を図ります。

■主な施策

施策	内容
身近な地域での相談窓口の充実	学区・地区等身近な地域で総合的な相談が受けられるよう、地域包括支援センター及び市民センターの窓口を充実するとともに、対応できる人材の育成・確保に努めます。
専門相談機関と地域での相談窓口との連携	専門的な相談に対応できるよう、学区・地区等身近な地域での相談窓口と地域包括支援センター等専門相談機関との連携を強化します。
市民センターの機能の強化（再掲）	学区・地区・区の活動の拠点施設として、市民センターが相談や情報提供、交流や地域ボランティアの需給調整などの機能を果たすことができるよう、関係課や地域団体等と体制整備環境整備について検討します。
関係課や関係機関との連携の強化	複合的な原因や制度の狭間にあり、解決が困難な事例等について、市行政における対応の明確化を図るとともに、関係課や関係機関との連携を強化し、対応に努めます。
相談窓口の住民に対する周知	各種相談窓口について、ライフステージごとなど、利用しやすいように配慮して周知を図ります。

基本施策4 利用者の立場に立った情報発信

<取組と課題>

介護サービスをはじめ事業案内等を市民に広く周知するため、ホームページの作成を行い、提供しています。また、地域住民が主体的に地域での福祉活動やまちづくり活動に取り組んだり、運営上の悩みなどを解消できるよう、地域福祉まちづくり活動事例集を作成し、紹介しています。

今後は、市広報やホームページの内容を充実し必要な情報が適切に届く体制づくりを進めるとともに障害のある人に対してサービス提供事業者等と連携し、情報内容の充実や、年代、障害の種別・程度等に応じた多様な媒体によるきめ細やかな情報提供が必要です。

さらに、情報が得にくい状況にある人に必要な情報を提供するには、口コミも重要な情報手段であることから、住民同士の交流を通して情報提供の場ともなる地域サロンの立ち上げを支援するとともに、地域サロンなどに参加できにくい閉じこもりがちな高齢者に対し、自宅に訪問する傾聴ボランティアの養成を行っています。

今後は、より身近な地域での情報提供の機会としての地域サロンの拡大や、精神障害のある人など対人関係に不安を持つ人に対する情報提供や相談支援などを行う情報ボランティアの拡大・充実が必要です。

<施策の方向>

障害のある人や外国人など誰もが福祉サービス等の情報を容易に入手できるよう、情報ボランティアをはじめ、様々な媒体を活用した提供に努めます。

とりわけ、町内会未加入者が市政や福祉サービス、市の行事等について知ることができるよう、広報紙やパンフレット等を診療所やスーパー、コンビニ等に置くことなど、入手しやすいよう工夫します。

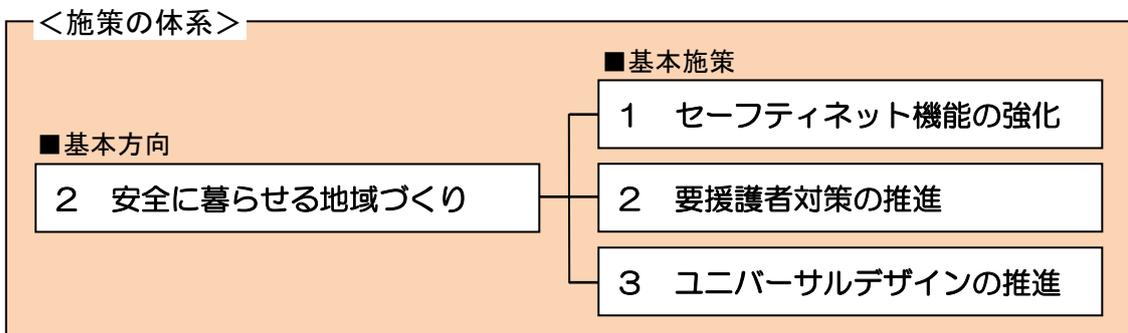
■主な施策

施策	内容
窓口担当職員の接遇の向上	困りごとの相談や福祉サービス等の情報提供を行うなど、市行政や市民センター等窓口担当職員の福祉サービス等に関する知識や接遇技術の向上を図ります。
高齢者や障害のある人などに対する情報の提供	高齢者や障害のある人、外国人なども利用しやすいよう、福祉サービスをはじめ、保健・医療、教育等に関するわかりやすい情報の提供に努めます。
パソコンや携帯情報の活用	子育て中の母親など、若い人たちにも利用しやすいよう、保健サービスや子育て支援サービス等に関する情報提供について、パソコンや携帯電話の活用を図ります。
市社協における地域福祉関連情報の共有化	市社協において、地域福祉に関する様々な情報の共有化を進め、ホームページ等で利用しやすいものにするるとともに、市民センターやボランティアセンター等と結び、学区・地区・区の活動情報やボランティア情報等利用しやすいようにしていきます。

基本方向2 安全に暮らせる地域づくり

住み慣れた地域で誰もが生涯にわたり、安全に安心して暮らすことができるよう、セーフティネット[※]機能の強化を図るとともに、災害時の要援護者対策について要援護者の把握から個人の支援プランづくり、地域の避難体制の確立等、総合的な対応を進めます。

また、高齢者や障害のある人などの社会参加を促進するため、道路や建物等についてユニバーサルデザイン[※]の推進を図ります。



※セーフティネット

困難な状態に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組みまたは装置を意味します。地域福祉では、地域住民、関係機関・団体、市町村などが地域における課題を共有化し、計画的な課題解決のための取組を推進するとともに、地域において様々な困難や課題を抱える要援護者を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくための情報提供や相談機能の整備と、それらの連携システムのことをいいます。

※ユニバーサルデザイン

性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方です。また、施設や設備に限らず、だれもが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

基本施策1 セーフティネット[※]機能の強化

<取組と課題>

無縁型社会と言われる中で、都市部を中心に孤立死や高齢者の行方不明問題が大きな問題になってきています。ひとり暮らし高齢者については民生委員児童委員や老人クラブなどによる訪問活動や、学区社協による小地域ネットワーク活動によるサロン活動などが取組まれています。

今後は、さらに、きめ細やかな見守り・支援を行うため、町内会、民生委員、学区社協等の関係団体等との連携、協働のための仕組みづくりや情報共有ができるためのネットワークづくりを進める必要があります。

また、認知症の徘徊高齢者の対応、子どもの登下校時の見守り、虐待防止等地域ぐるみの子育てやひとり暮らし高齢者に対して、地域でのよりきめ細やかなセーフティネットの構築が必要です。

<施策の方向>

住み慣れた地域で誰もが生涯にわたり、安心して暮らすことができるよう、支援を要する人が地域の中で孤立することのないよう、日頃からあいさつをするなど、顔見知りの関係を築き、地域住民相互の信頼関係のもとに、支援を必要とする人の情報の把握などを進め、日常の見守りや声かけなどの体制の充実を図ります。

また、草津市個人情報保護条例に基づき、必要な情報を共有できる仕組みづくりに努めます

■主な施策

施策	内容
ひとり暮らし等高齢者世帯の見守り	地域包括支援センターと民生委員児童委員、学区社協、健康推進員との地域ケア会議等を通じて、ひとり暮らし、高齢者世帯、昼間独居世帯、認知症の高齢者、閉じこもり世帯、高齢者虐待（予防）、徘徊高齢者の見守り等に関して、地域のニーズに合わせて発見や見守り等対応方法を検討します。
地域の生活課題や支援を必要としている人の把握	市民が生涯にわたって、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援を必要とする高齢者、障害のある人、子育て世帯などの生活実態の把握に努めます。
自治会への加入の促進	転入者に対して、自治会加入の働きかけを行います。また、マンションなどに居住する住民が、助けあいや支えあいの必要性や隣近所とのつきあいの良さなどを感じられるよう、町内会の活動が見えるようにするとともに、地域に関心を持つような活動を紹介するなど、情報の提供と自治会結成の支援を進めます。
孤立死防止等の見守り活動の促進	孤立死防止を進めるため、各学区・地区・区などの状況に合わせた方法で、支援が必要な人の把握と見守り活動の仕組みづくりを、各学区・地区・区や町内会を基盤に進めます。
子どもの登下校時の見守り等防犯活動の促進	学校と家庭、地域が連携し、子どもの登下校時の見守り活動を促進します。

基本施策2 要援護者対策の推進

＜取組と課題＞

災害時に援護を必要とする人の救助や避難等を地域で支えるため、平成22年度に「災害時要援護者避難支援プラン全体計画」を策定しました。

今後は、町内会、民生委員、学区社協等の関係団体等との連携、協働のための仕組みづくりや情報共有ができるためのネットワークづくりを進めることが必要です。

＜施策の方向＞

日頃から要援護者を見守りながら、地域で支えあい、助けあう関係を築き、いざという時に要援護者の安否確認や支援を行うことができる体制づくりを進めます。

また、市社協と連携し、災害時に調整役となる災害ボランティアの養成や、福祉避難所の確保などに努めます。

■主な施策

施策	内容
災害時要援護者避難支援プランの推進	「草津市災害時要援護者避難支援プラン」の円滑な運用を図るため、関係部局が協力して要援護者の避難支援のための業務を行います。要援護者の登録は「手上げ方式」及び「同意方式」とし、避難誘導を迅速かつ円滑に行うため、要援護者本人または家族等とともに、個々に対応する支援の方法、支援に関する必要事項等を示した個別支援プランを作成しますが、今後、各関係機関は、地域の状況を踏まえ、一致協力して、個別支援プランの推進に取り組めます。（重点プログラム3-①参照）
地域の防災体制づくり、防災訓練の促進	町内会組織（自主防災組織）等による要援護者支援のための避難誘導や救出、援護、避難所運営などをはじめとする防災訓練の実施を促進します。（重点プログラム3-①参照）
災害ボランティアコーディネーターの養成	大規模災害時に円滑にボランティア活動体制が機能するよう、ボランティアと被災地の支援要請の調整役となる災害ボランティアコーディネーターの協力が不可欠であることから、養成を進めます。
福祉避難所の確保	要援護者をはじめ、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の人を福祉避難所の対象者とし、市は福祉避難所として利用可能な施設の状況を把握し、設置について広く協力を求め、協力を得られる施設について福祉避難所として指定します。（重点プログラム3-①参照）

基本施策3 ユニバーサルデザイン[※]の推進

＜取組と課題＞

高齢化に伴う機能低下等により、買い物等移動の不便な高齢者が増加しています。また、障害のある人の施設や病院からの地域移行に伴い、社会参加を促進するための道路等環境整備を図る必要があります。

市民の誰もが自由に移動できる環境を整備するため、公共スペースのバリアフリー[※]化と歩行者の安全確保をめざしたバリアフリー基本構想を策定しましたが、それに基づくバリアフリーのまちづくりを推進していく必要があります。

また、高齢者や障害のある人など、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、関連条例や計画等に基づき、道路や建物、住宅などバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進めていく必要があります。

＜施策の方向＞

市内円滑移動のため、「バリアフリー基本構想」における重点整備地区内での特定事業の推進を図ります。また、建物建設時等において条例を踏まえるとともに、既存建築物においても、条例に適合する改修等に努めます。

■主な施策

施策	内容
歩道や道路、交通安全施設の計画的な整備	広域主要幹線道路から生活道路、歩道・自転車道まで、円滑な移動のための整備を計画的に進めるとともに、道路空間の安全性・快適性を高めていきます。「交通事故減少プラン [※] 」を踏まえて、交通安全施設等の整備、歩車分離整備、放置自転車対策などを進めます。
公共バスの利便性の向上	高齢者や障害のある人の移動の利便性を高めるため、公共バスの運行について、利用者ニーズを踏まえ利便性の向上に努めます。
施設の改良・整備	段差解消や手すり設置など、建築物等のバリアフリー化を促進します。また、建物建設時等において条例を踏まえるとともに、既存建築物についても、条例に適合する改修等に努めます。

基本方向3 協働の推進

この計画は、草津市の地域福祉推進の指針であることから、関係部局がそれぞれの事業について、地域福祉推進の視点に立って、横断的に連携した施策を推進していきます。また、市行政と市民との協働のものとして進めるため、「地域福祉推進市民委員会」において計画の進行管理を毎年度行います。

<施策の体系>

■基本方向

3 協働の推進

■基本施策

1 行政の推進体制の強化

2 市民との協働による計画の進行管理



基本施策1 行政の推進体制の強化

<取組と課題>

地域福祉の推進にあたっては、福祉・保健・医療・人権・教育・まちづくり・労働・環境等の関係部局が連携し、横断的な施策の実施を推進することが必要です。

今後、地域福祉に関しても、関連する事業について必要な連携・協働の体制による協議・調整が必要です。

<施策の方向>

福祉、保健、医療、人権、教育、まちづくり、労働、建設、環境など関係部局がそれぞれの事業について、必要な連携・協働の体制による協議・調整を行いながら進めます。

■主な施策

施策	内容
地域福祉計画の職員への周知	「第2期草津市地域福祉計画」について、職員の理解を深めるため、周知を図ります。
保健・福祉部門間、他部門との連携・調整	地域課題について、関係課が理解し、共通認識のもと課題解決に向けて共同して効果的に対応できるよう、関係課との連携・調整を行います。
行政と社協との定期的な連絡会議	「第2期草津市地域福祉計画」と市社協の「草津市地域福祉活動計画」について、相互に連携し円滑に進めるため、定期的に地域福祉推進連絡会議を開催します。
行政とサービス事業者との連絡会議	支援を必要とする人が適切なサービスを利用し、地域で自立した生活を送れるよう、地域における社会福祉施設等と地域住民や地域団体との交流を促進するとともに、市行政とサービス事業者等との連絡会議を開催します。

基本施策2 市民との協働による計画の進行管理

＜取組と課題＞

「草津市地域福祉計画」については、着実かつ効果的な推進を図るとともに、変更等を検討するため、「草津市地域福祉推進市民委員会」を設置しています。

今後は地域福祉計画の周知啓発を行うとともに、進捗状況の確認や成果の評価、検証、提言のための取組を進めることが必要です。

地域福祉懇談会は、地域それぞれの実情や福祉課題などを踏まえて意見交換や共通認識を深めることができます。

日頃、各種地域団体同士で話し合う機会も少ないことから、お互いの活動の状況を把握でき、また、福祉課題の解決に共に取組んでいくという連帯感も持つことができます。

今後は、住民福祉活動計画の点検や見直し、新たな福祉課題の検討などの取組を進めるため、地域福祉懇談会の継続的な開催が必要です。

＜施策の方向＞

「第2期草津市地域福祉計画」について、市民との協働のものとして推進するため、様々な機会を活用して市民に対し周知を図ります。また、毎年、進捗状況の確認や成果の評価、検証、提言のための会議を開催します。

■主な施策

施策	内容
地域福祉計画の普及啓発	市民に対し、様々な機会を活用して「第2期草津市地域福祉計画」の周知を図ります。
市民との協働による進行管理	計画について市民との協働による進行管理を行うため、毎年、「地域福祉推進市民委員会」を開催します。
進捗状況の評価、検証と結果の公表	「地域福祉推進市民委員会」において、進捗状況を確認し、成果を評価・検証するとともに、市民の意見を提言としてまとめます。また、進捗状況の評価等の結果については、市ホームページに掲載するなど、市民に公表していきます。
地域福祉懇談会の継続開催	地域住民の福祉に対する考え方や福祉課題の共有、地域団体や関係機関、社会福祉施設、企業や商店との連携とともに、住民福祉活動計画について、取組の達成状況の点検・評価を踏まえ、次の取組につなげられるよう、市社協と連携し、地域福祉懇談会の継続開催を促進します。

資料編

1	草津市の地域福祉を取り巻く状況の変化	65
2	福祉関係者の地域福祉に関する意識と評価	71
3	福祉関係者懇談会の開催状況	76
4	計画の策定経過	83
5	用語の説明	88

1 草津市の地域福祉を取り巻く状況の変化

(1) 人口と世帯の動向

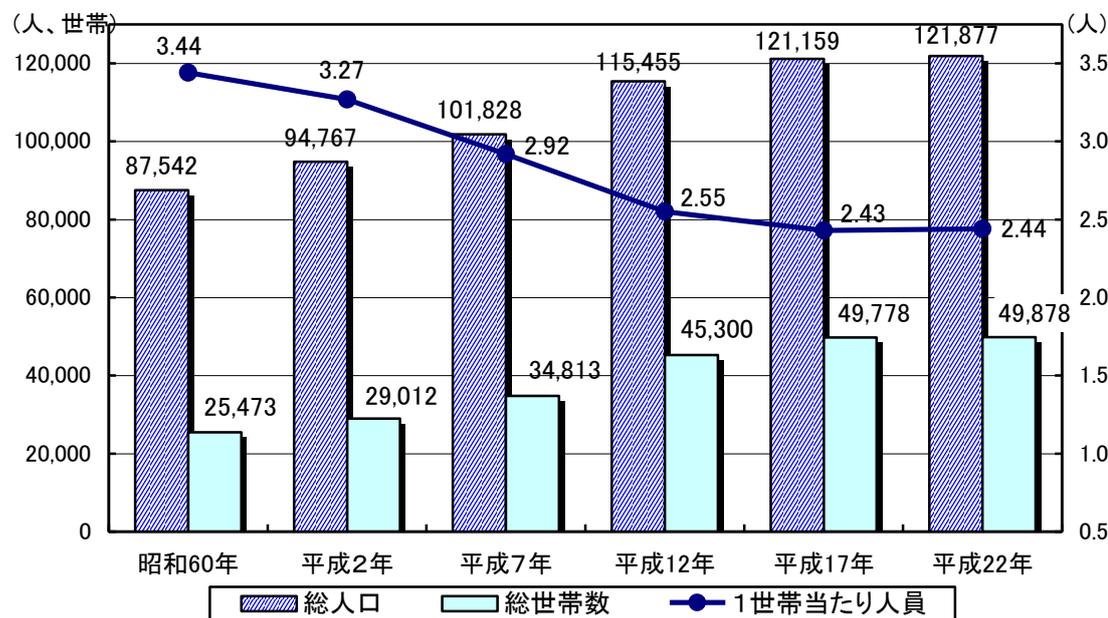
① 総人口と総世帯数の推移

国勢調査から総人口の推移をみると、近年では人口増加の一途をたどり、平成17年には121,159人となっています。なお、住民基本台帳及び外国人登録による平成17年の総人口は115,431人で、国勢調査よりも5,728人少なくなっています。これは主として、国勢調査人口が住民票を異動していない大学生が多いことを示しています。また、平成22年7月1日現在では121,877人となっています。

総世帯数は、人口と同様に増加の一途をたどり、平成17年には49,778世帯となっています。なお、住民基本台帳及び外国人登録による平成17年の総世帯数は44,769世帯で、国勢調査よりも5,009世帯も少なくなっています。また、平成22年7月1日現在では、49,878世帯となっています。

1世帯当たり人員は、昭和60年の3.44人が平成7年には2.92人と3人を割り、平成17年には2.43人となり、世帯規模の縮小がさらに進んでいます。また、平成22年の住民基本台帳及び外国人登録による人員は2.44人となっています。

■ 総人口・総世帯数の推移



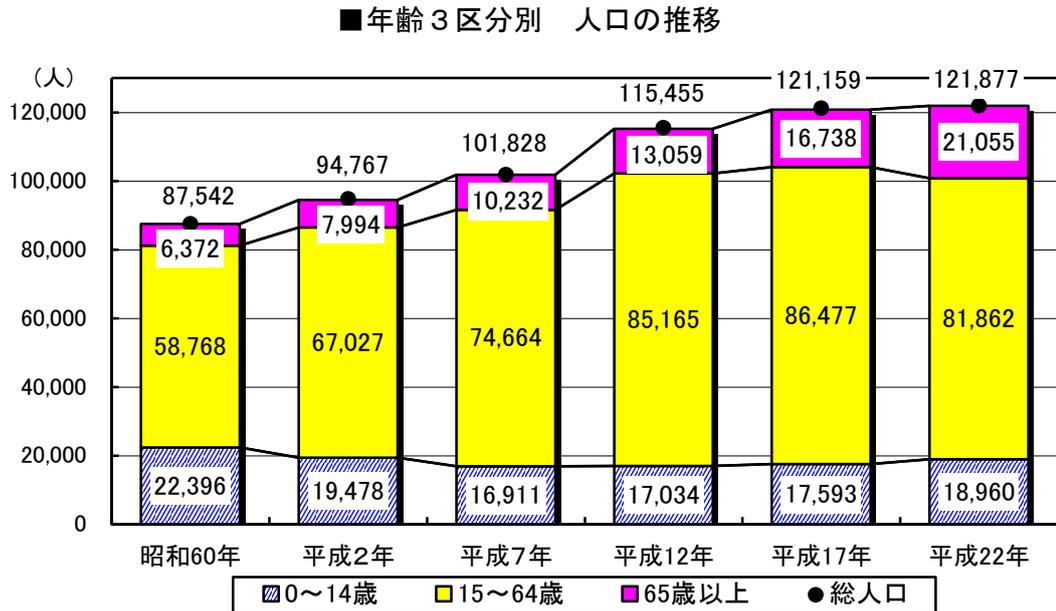
資料：平成17年までは国勢調査（各年10月1日現在）
平成22年は住民基本台帳及び外国人登録（7月1日現在）

② 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移を国勢調査で見ると、0～14歳の年少人口は昭和60年の22,396人が、平成7年には16,911人と減少しましたが、以降増加傾向に転じ、平成17年には17,593人となっています。

一方、65歳以上の高齢者人口は、昭和60年には6,372人にすぎなかったのが、年々増加し、平成17年には16,738人となり、年少人口を追い越す勢いです。

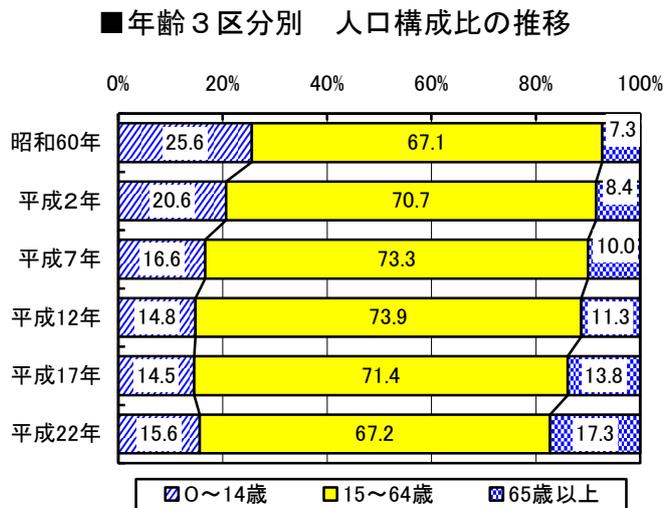
住民基本台帳及び外国人登録による平成22年7月1日現在では、年少人口が18,960人、高齢者人口が21,055人で、どちらも平成17年より増加していますが、高齢者人口が年少人口を超えています。



資料：平成17年までは国勢調査（各年10月1日現在）、総人口は年齢不詳を含みます。
平成22年は住民基本台帳及び外国人登録（7月1日現在）

年齢3区分別人口の構成比では、年少人口比は昭和60年の25.6%が年々低下し、平成17年には14.5%に、住民基本台帳及び外国人登録による平成22年では15.6%となっています。

一方、高齢者人口比（高齢化率）は昭和60年の7.3%が年々上昇し、平成17年には13.8%と年少人口比に迫る数値となり、平成22年では17.3%とさらに上昇しています。



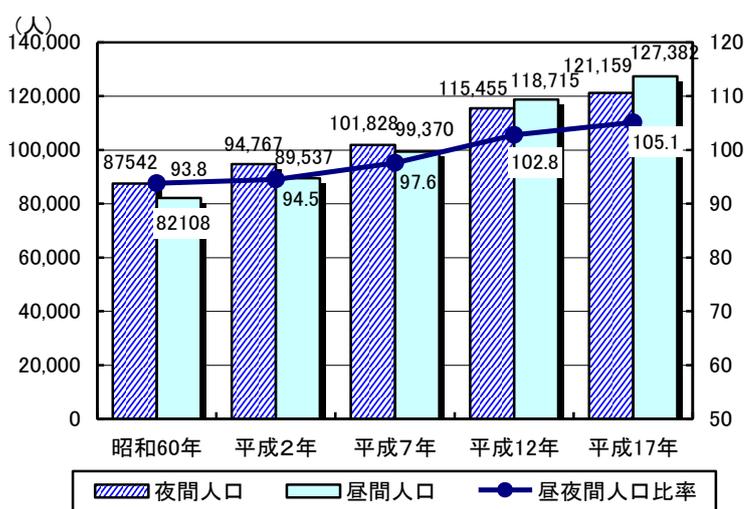
資料：平成17年までは国勢調査（各年10月1日現在）
平成22年は住民基本台帳及び外国人登録（7月1日現在）
注）国勢調査の各年は総人口に年齢不詳を含むため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

③ 昼夜間人口比率の推移

夜間人口（常住人口）に対する昼間人口の比率は、昭和60年の93.8から平成12年には102.8と100を超え、平成17年には105.1と昭和60年に比べて11.3ポイントも高くなっています。これは平成6年に大学のキャンパスが誕生したことで、その後学生の流入が多くなったことなどを反映しています。

平成17年の性別年齢5歳階級別の昼夜間人口比率は、15～19歳及び20～24歳では男女共に110を超え、特に男性が高くなっています。また、男性は25～29歳も110を超えています。一方、女性は15歳未満を除く各年齢層で100を超えています。男女合わせた全体の15～19歳及び20～24歳の昼間人口のうち、68.7%とおよそ7割が学生となっています。

■昼夜間人口比率の推移



資料：各年国勢調査

■性別年齢5歳階級別 昼夜間人口比率（平成17年）

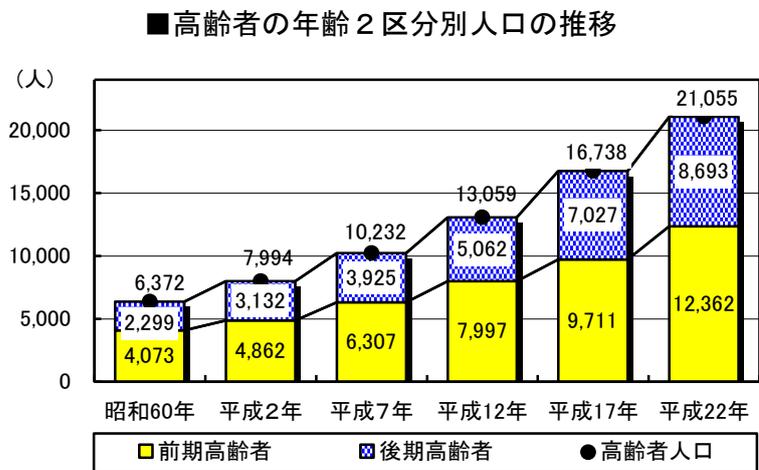
年齢	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間人口比率		
			全体	男性	女性
15歳未満	17,484	17,593	99.4	99.8	99.0
15～19歳	9,478	7,601	124.7	130.8	115.8
20～24歳	15,546	12,689	122.5	127.4	113.4
25～29歳	9,768	8,868	110.1	113.4	106.6
30～34歳	11,011	10,523	104.6	103.2	106.1
35～39歳	9,129	9,057	100.8	97.3	104.5
40～44歳	7,593	7,439	102.1	99.2	105.2
45～49歳	6,905	6,385	108.1	108.0	108.3
50～54歳	7,916	7,460	106.1	108.6	103.7
55～59歳	8,635	9,063	95.3	89.2	101.1
60～64歳	7,203	7,392	97.4	95.1	100.0
65～69歳	5,421	5,451	99.4	98.1	100.9
70～74歳	4,267	4,260	100.2	99.9	100.5
75～79歳	3,190	3,194	99.9	99.4	100.2
80～84歳	1,991	1,990	100.1	100.1	100.0
85歳以上	1,845	1,843	100.1	100.4	100.0
合計	127,382	121,159	105.1	106.5	104.2

注) 夜間人口の合計は、年齢不詳を含みます。網かけは昼夜間人口比率が110を超えて特に高い比率

(2) 対象者別の動向

① 高齢者の状況

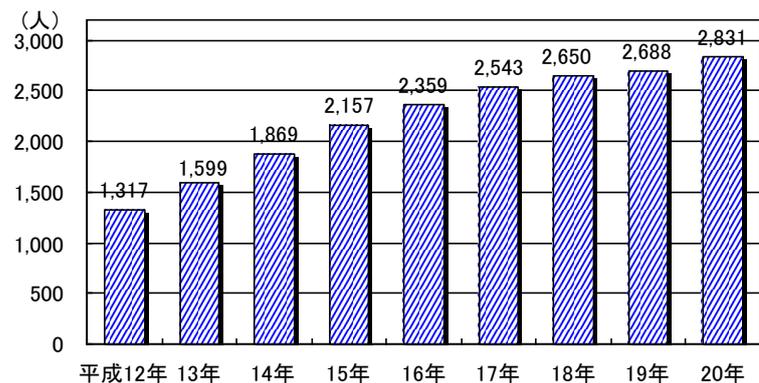
高齢者の年齢2区分別人口の推移をみると、65歳～74歳の前期高齢者も75歳以上の後期高齢者も年々増加し、平成17年には後期高齢者人口の高齢者人口に占める割合は42.0%となっています。



資料: 平成17年までは国勢調査(各年10月1日現在)
平成22年は住民基本台帳及び外国人登録(7月1日現在)

要介護等認定者数は年々増加し、平成12年の1,317人が、平成20年には2,831人と2.1倍になっています。

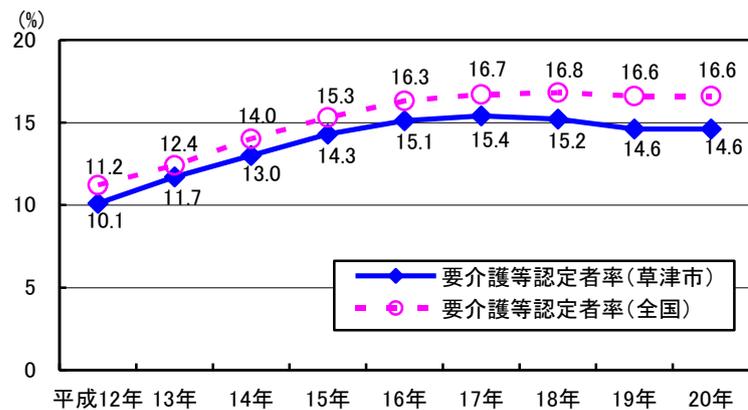
■ 要介護等認定者数の推移



資料: 草津市あんしんいきいきプラン第4期計画及び平成20年は草津市調べ

要介護等認定者の高齢者人口に占める割合(認定者率)は、平成12年10月末には10.1%であったのが、平成20年には14.6%となっています。全国との比較では、一貫して全国よりも低い水準で推移し、平成12年の1.1ポイント差が平成15年以降拡大傾向にあり、平成20年、21年には2.0ポイントとなっています。

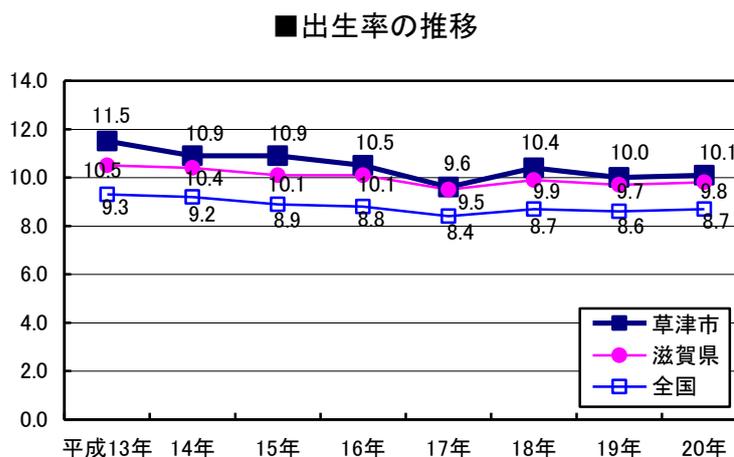
■ 要介護等認定者率の推移



資料: 全国は事業状況報告(各年10月末現在)

② 子どもの状況

人口千人当たりの出生数（出生率）は、平成13年の11.5が低下傾向を示し、平成17年には9.6まで低下し、その後上昇し10.0前後で推移しています。全国よりも高く、滋賀県より若干高い水準で推移しています。



資料：全国・滋賀県は人口動態統計

児童扶養手当の受給者数は、平成20年は616人となっていて、そのうち、離婚が547人、88.8%を占め、未婚の母子世帯が49人、8.0%となっています。

■世帯類型別 児童扶養手当受給者数の推移 (単位：人)

項目 年次	受給者数	世帯類型別						
		生別母子世帯		死別母子世帯	未婚の母子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	その他の世帯
		離婚	その他					
平成18年	604	538	1	2	53	2	1	7
平成19年	603	534	2	3	51	2	2	9
平成20年	616	547	3	2	49	3	3	9

資料：子ども家庭課(各年8月末現在)

相談のあった虐待を受けた児童の件数は増加傾向にあり、平成17年度の188件が、平成20度には265件となっています。虐待相談件数の6割が前年度からの継続ケースとなっていて、長期的支援が必要なケースが増加し、相談件数も今後増加が予想されます。また、虐待種別では、ネグレクト（保護の怠慢あるいは拒否）が最も多く約6割を占め、次いで心理的虐待が約3割となっています。

■相談のあった被虐待児童数の推移 (単位：人、%)

項目 年度	児童数	虐待種別			
		身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	生的虐待
平成17年度	188	26	113	48	1
	100.0	13.8	60.2	25.5	0.5
平成18年度	188	13	103	65	7
	100.0	6.9	54.8	34.6	3.7
平成19年度	245	15	167	61	2
	100.0	6.1	68.2	24.9	0.8
平成20年度	265	37	150	78	0
	100.0	14.0	56.6	29.4	0.0

資料：子ども家庭課

③ 障害のある人の状況

発達障害者支援センターの総延相談件数は、平成19年度の2,267件が平成20年度には3,051件に増加しています。

■発達障害者支援センターの相談件数 (単位:件)

年度	新規 相談件数	電話 延べ件数	面接 延べ件数	総延べ 件数	発達検査	専門検査	医療相談
平成19年度	182	698	1,569	2,267	86	30	12
平成20年度	326	875	2,176	3,051	152	28	22

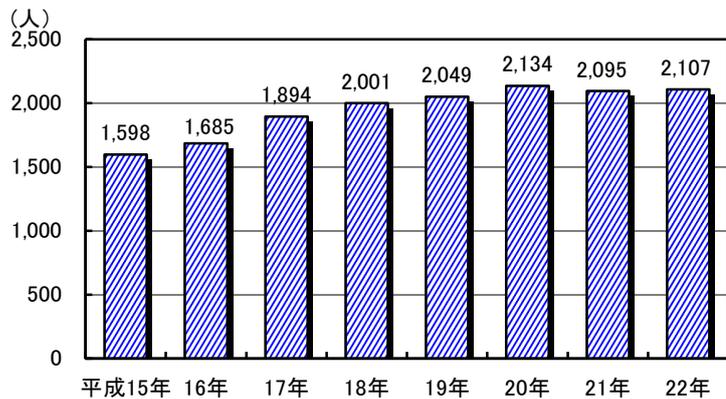
資料:子ども家庭課

④ 外国人の状況

草津市在住の外国人は、平成22年7月1日現在、2,107人、1,556世帯で、人口総数の1.7%を占めています。

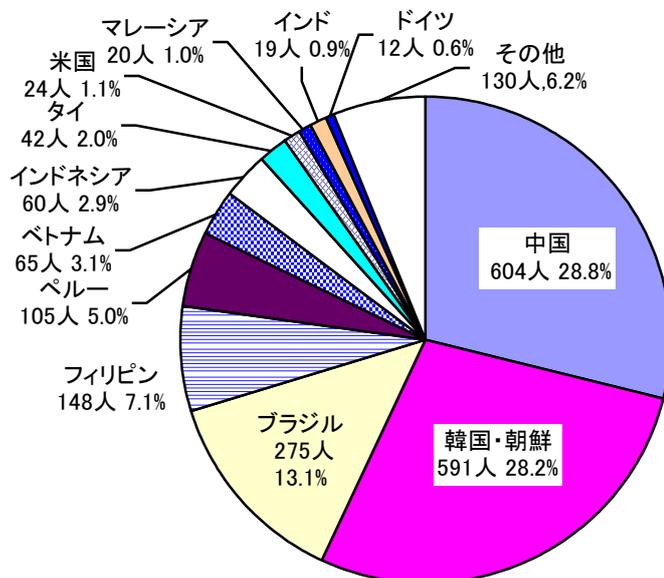
平成21年10月1日現在の国籍別外国人登録では、最も人口が多いのは中国で604人、全体の28.8%を占め、次いで韓国・朝鮮が591人、28.2%、ブラジルが275人、13.1%などとなっています。

■外国人登録者数の推移



資料:市民課(平成21年までは各年10月1日現在、平成22年は7月1日現在)

■外国人登録者の国籍(平成21年)



2 福祉関係者の地域福祉に関する意識と評価

(1) 属性からみた特徴

① 性別・年齢構成

- 性別では、「男性」が66.7%とおよそ2/3を占めています。
- 年齢別では、「60歳以上」の【熟年層】が78.9%とおよそ8割を占め、地域の福祉は【熟年層】が担い手の中心となっています。

② 福祉とのかかわり

- 福祉とのかかわりでは、「福祉の仕事をしている」が15%、「町内会・自治会、民生委員児童委員協議会、学区・地区・区社会福祉協議会等の地域の各種団体の活動をしている」が82%、「ボランティアやNPO活動をしている」が31%など（複数回答）となっています。
- 「町内会・自治会、民生委員児童委員協議会、学区・地区・区社会福祉協議会等の地域の各種団体の活動をしている」人や「ボランティアやNPO活動をしている」人で、楽しく活動できていないと答えた人が18%で、男性がそのうちの84%、男女共に熟年層が多くなっています。

課題

- 身近な地域での福祉を担う人の多くが高齢者であり、高齢化が進んでいる中で、若者を含め福祉人材の育成が必要
- 楽しく活動できる工夫

(2) 地域や福祉に関する意識について

① 地域の福祉課題などに関する意識

- 「住民相互の支えあい、助けあいによる地域の福祉課題解決の取組の必要性」について、「とても必要だと思う」率が57%で、地域の福祉課題に対して「とても関心がある」の41%よりも高くなっています。
- 「とても必要だと思う」人は、この5年間で「どちらかというより必要だと思うようになった」が70%と高く、必要度と変化は相関関係があります。

② 地域に関する情報等の認知

- 地域福祉に関する権利擁護については63%が認知していますが、33%と1/3が【知らない】と回答しています。
- 民生委員・児童委員の役割については83%と高い認知率となっていますが、【知らない】が14%となっています。
- 地域の福祉委員については71%が認知し、【知らない】が23%です。

- 市社協の職員がCWであることについての認知度は52%とおよそ半数で、【知らない】は45%です。
- 福祉情報の入手状況は、【入手できている】人が68%で、5年前に比べて「どちらかというより入手しやすくなった」とする人が38%となっています。
- 情報の入手状況で「十分入手できている」人は、「どちらかというより入手しやすくなった」が63%と高く、情報の入手状況と変化とは相関関係があります。

課題

- 地域福祉に関する権利擁護や社協職員がCWであることの理解を深められるよう啓発が必要
- 福祉関係者同士の福祉課題についての継続的な話し合いの場の開催

(3) 地域や福祉に関する行動について

① 福祉に関する学習

- 「福祉に関する研修会やボランティア講座などへの参加状況」について、【参加している】は73%、【参加したことがない】が26%です。
- 「よく参加している」人は、この5年間で「どちらかというより参加するようになった」が70%と高く、参加度と変化とは相関関係があります。
- 「地域の福祉課題を話し合う会議や懇談会への参加状況」について、【参加している】は66%、【参加したことがない】が33%です。
- 「他の活動団体等との交流や福祉施設の見学などへの参加状況」について、【参加している】は62%、【参加したことがない】が37%です。
- 「学習経験を生かす機会の状況」について、【ある】は30%、【ない】が69%です。

課題

- 福祉に関する学習機会への参加促進
- 地域との協働で、子育てや世代間交流、支援を必要とする人への見守り・支援等、学習経験を生かす機会の提供

② 福祉活動への参加

- 「小地域福祉活動への参加状況」について、【参加している】は64%、【参加したことがない】が35%です。
- 「小地域福祉活動以外のボランティア等福祉活動への参加状況」について、【参加している】は52%、【参加したことがない】が47%です。
- 「地域での福祉活動参加への働きかけ」について、【している】が59%、【したことがない】が40%です。
- 「福祉関係者や関係機関との連携状況」について、【連携している】は55%で、5年前に比べて「どちらかというより連携するようになった」が39%です。

- 「日頃連携している」人は、この5年間で「どちらかというより連携するようになった」が78%と高く、連携度と変化とは相関関係があります。

課題

- 福祉関係者に対する小地域福祉活動の周知と参加を促進し、それにより地域住民に対する参加の働きかけを促進
- 相談対応の充実のための福祉関係者や関係機関等連携先の業務や連絡先の周知

(4) 地域力について

① 地域のまとめり

- 「近所づきあいの程度」について、どちらかといえば【親しくつきあっている】人が84%です。
- 「自分のまちへの愛着度」について、【愛着を感じている】人は92%です。
- 「地域活動や行事の活発度」について、【活発に活動している】は77%で、この5年間で「どちらかというより活発になった」は41%です。
- 「大変活発に活動している」と評価した人は、この5年間で「どちらかというより活発になった」が70%と高く、活動度と変化とは相関関係があります。
- 「住民相互のまとめり度」について、【まとめりがある】は72%、【まとめりはない】が26%です。

(5) 地域福祉を支える仕組みについて

① 仕組み

- 「行政と住民との連携・協力」について、【よい関係ができています】は51%で、この5年間で「どちらかというよりよい関係になった」が34%です。
- 「よい関係ができています」と評価した人は、この5年間で「どちらかというよりよい関係になった」が79%と高く、関係度と変化とは相関関係があります。
- 「地域福祉計画の基本理念に対する親近感」について、【身近に感じられる】が63%、【身近には感じられない】が35%です。
- 「社協の活動による住民同士の協力関係度」について、【強まっている】は40%です。
- 「社会福祉施設や企業等の社会貢献や地域貢献の状況」について、【貢献している】は57%です。

課題

- 地域福祉計画の基本理念など、計画内容の周知
- 社協の活動による住民同士の協力関係度は判断がつかねる人が多いようで、社協とより地域が密接に結びつく事が必要

② 地域福祉に関する考え方

- 「寄付行為」について、「どちらかというと同賛できる」は58%です。
- 「地域通貨や社会起業家、コミュニティビジネスなどの取組」について、「どちらかというに関心がある」は41%です。

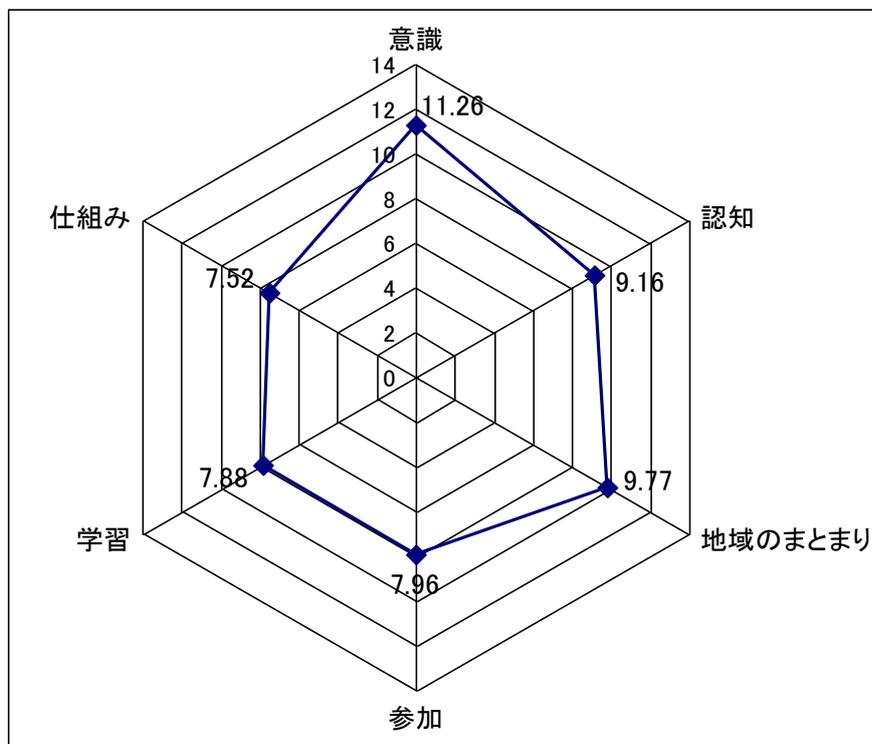
(6) 地域福祉力について

- 市全体の福祉力について、「意識－参加軸」では、意識に比べて参加の評価が低く、「認知－学習軸」では、認知に比べて学習の評価が低く、「地域のまとまり－仕組み軸」では、地域のまとまりに比べて仕組みの評価が低くなっています。

課題

- 認知や参加、学習はその制度や機会等についての情報が得られているか、あるいは機会そのものが十分提供されているかどうかということが課題
- 地域のまとまりは、自治会等組織がないところや未加入者にとっては評価がしにくい点などが課題
- いずれにしても、意識や認知、地域のまとまりといった地域福祉を推進する上での基礎的な項目は評価が14満点中9点以上と高いものになっていて、参加や学習、仕組みといった行動、関係性等についてはこれらよりも評価が低く、行動や関係性を調整、連携する機能の強化等が必要

■草津市全体の評価



■地域の福祉力を測る軸と項目

軸と軸の意味		質問項目
意識— 参加軸	意識	問9 地域の福祉課題に対する関心
		問10 住民相互の支えあい、助けあいの必要性
		問10-1 必要性についての意識の変化
		問11 近所の人などから手助けしてもらうこと
	参加	問12 日頃の人権意識
		問22 小地域福祉活動への参加
認知— 学習軸	認知	問23 小地域福祉活動以外のボランティア等福祉活動への参加
		問24 地域での福祉活動参加への働きかけ
		問25 福祉関係者や関係機関との連携
		問25-1 福祉関係者や関係機関との連携状況の変化
	学習	問13 権利擁護の仕組みの認知状況
		問14 民生委員・児童委員の役割の認知状況
地域の まとめ り—仕 組み軸	まとめ り	問15 地域の福祉委員の認知状況
		問17 福祉情報の入手状況
		問17-1 福祉情報の入手状況の変化
		問18 研修会やボランティア講座等への参加
	仕組み	問18-1 研修会やボランティア講座等への参加についての 変化
		問19 地域の福祉課題を話し合う場への参加
地域 の ま と ま り — 仕 組 み 軸	ま と ま り	問20 他の活動者等との交流や福祉施設の見学などへの 参加
		問21 学習経験を生かす機会の状況
		問26 近所づきあいの程度
		問27 「自分のまち」への愛着度
	仕 組 み	問28 地域活動や行事の活発度
		問28-1 地域活動や行事の活発度の変化
仕 組 み	問29 住民相互のまとめり度	
	問30 行政と住民との連携・協力	
	問30-1 行政と住民との連携・協力についての 変化	
	問31 地域福祉計画の基本理念に対する親近感	
仕 組 み	問32 社会福祉協議会の活動による住民同士の協力関 係度	
	問33 社会福祉施設や企業等の社会貢献等の状況	

3 福祉関係者懇談会の開催状況

(1) 開催の目的

「草津市地域福祉計画」の見直しにあたり、計画策定の基礎資料とするため、福祉関係者や地域住民がお互いに接する中で、「地域での生活上の困りごと（生活課題）」や、「現在地域で助けあったり、交流したりなど取り組んでいること」「取り組んでいるけれどもこの点が問題だと思うこと」を出していただき、少しでもこうした問題点などを解消するため、「必要なことは何か、できることは何か」などを検討していただきました。

(2) 開催の概況

■福祉関係者懇談会（ワークショップ）実施状況

対象者	市社協、学区・地区・区社協、自治連、民生委員児童委員協議会、施設関係者、ボランティア		
日程・場所	テーマ・ワーク内容	グループ	参加者数
1日目 平成22年8月18日(水) 午後6時～8時 市役所2階特大会議室	「問題点・課題発見」ワークショップ ●日頃の業務や活動の中で、「地域住民が困っていること」「新たに解決が必要なこと」「取組が不十分なこと」などを各自が黄色の大きな付箋に記入。 ●個人個人が書いた内容をグループのメンバーに説明し、模造紙に貼り付ける。似通った内容をグルーピングし、見出しを付ける。 ●検討結果をグループ毎に発表	A	9人
		B	8人
		C	8人
		D	8人
		E	8人
計			41人
2日目 平成22年8月19日(木) 午後6時～8時 市役所2階特大会議室	「人にやさしい福祉のまちへの提案」ワークショップ ●前日の問題点や課題について、その解決に向けて、今後、どのような取組や連携ができるか、「行政や市社協が取組むべきこと」「地域でできること」「協働・連携が必要なこと」に分けて、各自が思っていることをピンクの大きな付箋に記入。 ●個人個人が書いた内容をグループのメンバーに説明し、模造紙に貼り付ける。似通った内容をグルーピングし、見出しを付ける。 ●検討結果をグループ毎に発表	A	5人
		B	6人
		C	6人
		D	8人
		E	5人
計			30人

(3) 地域福祉推進の課題／グループ別検討結果から

① 地域での見守り・支援に関して

【子育て世帯について】

- 子育てを地域で支える仕組みが必要。
- 幼子を抱えた若い母親達の交流の場が必要。
- 未就学児とその親の交流の場がない（少ない）。
- 子どもが話さなくてよい社会になっているのではないか。
- 子ども達の遊び、集う場所が家の近所になくなってきているが、対人関係を成長させるのに影響する。
- 子どもが安心して遊べる場がない。
- 思いきり遊べる公園が少ない。
- 木陰のある公園が少ない。
- 児童が下校する時の見守りが不十分。
- 登下校時の見守り隊の連携があまりなく、もっと連携が必要。

■提案・要望

- 就学前の親が集まれる場の整備（子育てサロンの充実）。
- 子どもたちの成長、家庭生活の指導を町内会、特に老人会等で指導する。
- 家族の中の話し合いが不足。
- 子どもたちのあいさつ運動を通して大人もそれに参加する。
- 遊び場づくり。時間を決めて路地などの道を閉じて遊び、交流する。
- 子どもたちにも体験型のワークショップをさせたい。
- 登下校時の見守り隊の連携は、学区で意見交換をする。
- 近所の子どもに気をつけ、目をみはるようになる。
- ボランティアによる小学校の環境整備。

【障害のある人について】

- 障害のある人が地域で生活するためのグループホームが少ない。
- 働く場が身近にあればよい。雇用先が少ない。
- 就労支援に力を入れてほしい。
- 地域でまだまだ障害のある人に対して関心が薄い。
- 行政で支えきれない部分は有償で地域を支える仕組みを作った方がよい。
- まめバスは1台に車いすが1台しか利用できないので、利用時間が重なると一度に利用できない。
- 駅から作業所まで、車いすの移動が危険な所がある。
- 狭い歩道に看板等の障害物が置かれている場所がある。
- 精神障害のある人は、普段から近所づきあいができていないので、困った時に相談できない。
- 障害のある児童の放課後や長期休暇の過ごし方。
- 申請方式のサービス利用のため、SOSがつかみにくい。

■提案・要望

- グループホームに空き家を求む。
- 道路等についてバリアフリー化を進める。どこが必要か、地域の方々の声が必要。
- 駅前バリアフリー化構想。
- 精神障害についての理解を深めるための啓発。

【高齢者世帯について】

- 老老介護の問題。認知介護の問題。
- 高齢者のみの世帯が増え、買い物や通院が不便になってきている。
- 外出できない高齢者へのサポートの難しさ。
- ひとり暮らし高齢者の生活に不安を感じる。
- サロンの参加者はいつも同じ顔ぶれが多い。声かけをしてもなかなか参加してもらえない。
- ふれあいサロンへ男性の参加が少ない。参加しやすいような行事の工夫が必要。
- 足の不自由な人が、サロンに出席しなくなった。
- 耳の遠い人がいる。
- 高齢者の方がゴミ出しで困っている。
- 特養等の入所が必要な人がいるが、受入先がない。入所待機の人が多い。
- 認知症の方の施設入所待ちの人が多い。
- 認知症に対する理解。
- 認知症の方の地域でのサポート体制が不十分。

■提案・要望

- 高齢者の買い物、通院について、まめバスをきめ細かく走らせる。
- 買い物や通院が不便な独居高齢者について、地域の中でボランティア中心の助け合いグループを作ってはどうか。
- ひとり暮らし高齢者とのふれあいホットラインづくり。
- サロンのマンネリ化については、目的を明確にする。
- サロンの参加者が増えるように、何回も声かけする。
- サロンの対象者を広げて、社会活動の少なくなってきた予備軍も参加できる形で活動をする。
- 他学区・他地域のサロン同士の交流を行い、うまくいった事例など情報交換する。
- 高齢者のゴミ出しは、町内の組織を活用。
- ゴミ出しに困っている場合は、隣の家の方が自分の家のゴミと一緒に出せばよい。
- 介護保険施設の整備。
- 宅老所やケアハウスが近くにほしい。
- 認知症について知る機会をつくっていく。
- 認知症であることを知らせる手段の検討。近隣者の見守りと連絡。

② 支援を必要とする人の把握に関して

【個人情報について】

- 集合住宅は情報収集ができないので、行政ではバックアップができないか。
- アパートやマンションの住民の方の把握が難しい（隣近所のつきあいもない）。
- 町内会の未加入者の対応。
- 個人情報保護の関係で援助を必要とする人達のことがかみにくい。
- 個人情報の行きすぎ。
- 個人情報を自治会や民生委員にもう少し教えてほしい。
- ひとり暮らし高齢者のリスト。居住者数の確認。転入・転出の連絡。新生児の把握。要介護高齢者の要介護度。高齢者世帯名簿。

■提案・要望

- 個人情報とは何か。今一度行政より各メンバーに徹底する。
- 個人情報保護法とは何かを知る。各自の判断基準を合わせる。
- 行政に個人情報の総まとめの部署を作ってほしい。
- 行政より、年度初めに居住者名、月ごとに転入・転出の連絡の実施。
- 居住者や新生児について、行政から民生委員に通知する。
- 集合住宅の住人の把握は、住宅管理者かオーナーとの連絡により行う。
- マンションの管理人との人間関係をつくる。
- 介護が必要な人の情報を知り、手伝えることがあれば手伝える。

③ 町内会等地域の活動に関して

【町内会活動について】

- 子どもや若い人の顔がわからない。
- 地域の活動の中に入って来ない個人がいる。
- 若い人が地域の行事などに参加しないし、関心がない。
- 隣近所との関係がなくなってきている。
- 町内会に加入しない人が増えている。町内会への加入の促進と行政の応援。
- 町内会入会者が減少し、運営が困難になっている。
- マンション住人が町内会に加入しても、親は行事に参加しない。住民台帳がとれていない中で、子どもが子ども会に参加して事故があった時の責任の問題。
- 町内会や自治会の役員をいやがる人が多くなってきた。
- 将来に向けたまちづくりの必要性が理解されない。
- 町内で会議所がない（会館がない）。
- 新興団地で地域に対する思い、価値観が異なり、共生の気持ちが生まれない。

■提案・要望

- 町内会の行事と子ども会を合同で行う。行事を通じて町内会に入るようになる。
- 転入届の際に、市役所の窓口で町内会の加入について勧める。
- 開発条件に行政から自治会組織をつくるよう指導して！
- 役員の仕事をなるべく少なく手伝える者が手伝える。
- 若者が出席できる日とか、時間を選ぶ。
- 行事への参加は顔見知りの人からお願いしてもらう。

【ボランティア活動、福祉人材について】

- 人材が固定化しており、後継者不足。
- 担い手の高齢化。
- 行政は民生委員に頼りすぎ。
- 元気な高齢者が活躍できる機会づくり。
- ボランティアが少ない、長続きしない。

■提案・要望

- 老人クラブが地域サロンを運営する。
- 住民向けのボランティア講座を課題や目的別に開催したり、学区の広報で募集する。
- 若い世代へのボランティア講座の開催。
- ボランティアの担い手の確保に関して、小・中・高での教育、情報提供をもっと増やす。
- 中高生との連携。
- ボランティアを支える公的な制度が欲しい（交通費など）。
- 学生の実習体験と地域のボランティアのコラボレーションで双方に利益を！
- 福祉委員の役割が要。団塊の世代を掘り起こす。

【地域での交流について】

- 高齢者や若い人たちや子どもたちとの交流の場（公園や広場）が生活の中に少ない。
- 住民が気楽に集まりふれあう拠点が必要。
- 地域住民が集える「まつり」が無くなってきている。
- 老人クラブへ参加する人が減少している。市老連より退会するクラブが増えている。
- 学校行事や公民館行事になかなか参加してくれない。

■提案・要望

- 三世代の交流を増やす。年に何回か小学校などで機会をつくる。
- 行事の時に昔遊びを取り入れる。
- 地域の交流の場に空き家を利用させてもらってはどうか。
- 皆の居場所、地域の交流の場（空き家を使って）。町内に1つあればいい。みんなまで運営していく。相談窓口も設置する。
- 住民が気楽に集える場所。市民センターの日曜日閉館は逆行。
- 介護予防の地域活動を増やす。
- 地域の交流を深めるため、「あいさつ」「おはよう」運動をまずスタートさせる。
- 高齢者同士が身近に集える場所があれば、家族も安心できる時間が持てる。
- 公民館のサークル講座の参加者が全体発表する場を設けてはどうか。
- 回覧板を手渡しで回す。

④ 福祉の推進のための連携等

【福祉課題の把握等について】

- 町内での福祉についての会話がな。同和学習のように年1・2回集まって、お互いに話し合えるとよい。
- 世代により福祉に対する認識が異なる。
- 福祉活動を何のためにしているのか。
- 福祉に対する体系的理念を構築すること。

■提案・要望

- 福祉委員と民生委員の合同の研修会や懇談会の開催。
- 地域・学区内での懇談会や学習会の開催機会を増やす。
- 向こう三軒両隣の手法をさらに進める。
- 地域の各団体の連携が少ないので、住民の住みよい内容を各団体が話し合う。
- 市民センターの職員を各町内会に担当を振り分ける。町内の求められる福祉課題を掘り起こす。

【協働・連携について】

- 住民、活動団体、行政の三位一体の活動が理想。
- 民生委員・児童委員と福祉協力員との連携。
- 行政と町内会・自治会との定期的な情報交換による住民への適正なアドバイスと、目的達成への業務推進。

■提案・要望

- 小規模福祉事業、地域密着が望ましい。町内会等地位との連携を密にする。
- 民生委員・児童委員と福祉協力員との連携について、社協、行政主催で定期的な打ち合わせ。
- 各課の連携で一人一人を支援できる。バラバラになっている例がある。
- 行政内の関係課の連携。
- 地域での福祉情報の共有。
- 地域の各団体の連携が少ないので、住民の住みよい内容を各団体が話し合う。

【福祉サービス等の情報提供・相談について】

- 誰もが困っていることを相談できる所が必要。
- 遠方の高齢の親への見守り相談。
- 高齢の実母を長年介護し終えた方の空虚を支える。
- 介護保険制度の理解。
- 「こんな時には・・・」という冊子を作る。わかりやすいもの。

■提案・要望

- 行政の業務方針を住民の年代に見合った内容を判りやすく広報し、地域への説明会を開く。
- 学校、地域のチョットおせっかいな訪問型相談員の派遣。
- 皆の居場所、地域の交流の場（空き家を使って）。町内に1つあればいい。みんなまで運営していく。相談窓口も設置する。
- 相談窓口の一本化・・・障害、高齢、ひとり親、就労、生活困など。

【防災対策】

- 災害時の避難所がバリアフリーになっているかどうか不安。
- マンション、アパートの住民が町内会に加入せず、情報がなく困っている。・・・災害時にどうするか。
- 災害時用情報の共有化。
- 災害時要援護者支援プランを策定するにあたり、町内会長、民生委員、福祉委員等が関与するが、個人情報保護をどう守るのか。
- 災害弱者、実際に誰がどうやって助けるの？情報が届かず不安。説明を！！

■提案・要望

- 行政より要介護度の連絡があれば、災害時の対応がやりやすい。
- 防災時の助け合いマップを話し合って作る。

4 計画の策定経過

■第2期草津市地域福祉計画策定の経過

年月日	事項	内容
平成22年 6月17日	第1回 草津市地域福祉 計画策定庁内検討委員会 担当者会議	(1) 草津市地域福祉推進の評価に関するアンケート調査について (2) 草津市地域福祉計画の総括／施策・事業調査について (3) 今後のスケジュールについて (4) その他
6～7月	関係課施策・事業調査	● 第1期地域福祉計画の総括のため、施策の体系に基づき、関係課に施策・事業の実施状況や課題、達成状況の評価、今後の方向等を把握
6月28日 ～7月15日	福祉関係者アンケート調査	● 対象は町内会、民生委員児童委員、ボランティア団体、学区・地区・区社協会長、その他福祉関係団体 ● 667件配布、435件回収、回収率65.2% ● 郵送による配布・回収
7月30日	平成22年度第1回 草津市地域福祉推進市民 委員会	(1) 草津市地域福祉計画の総括及び次期計画の策定について ①草津市の地域福祉を取り巻く現状と課題 ②現行計画の総括 (2) 今後のスケジュールについて ①計画策定スケジュール(案) ②福祉関係者懇談会(ワークショップ)について (3) その他
8月16日	関係課ヒアリング	● 第1期地域福祉計画の総括及び今後の方向等について、関係課のヒアリング調査を実施
8月18日 19日	福祉関係者懇談会(ワーク ショップ)	● 参加者は、草津市社会福祉協議会、学区・地区・区社協、自治会連合会、民生委員児童委員協議会、施設関係者、ボランティアなど ● 2日間で延べ71人 ● 1日目のテーマは「問題点・課題発見」 2日目のテーマは「人にやさしい福祉のまちへの提案」 ● KJ法を用いてワークショップ形式で開催
8月23日	第2回 草津市地域福祉 計画策定庁内検討委員会 担当者会議	(1) 草津市地域福祉推進の評価に関するアンケート調査結果について (2) 他計画関連アンケート調査結果からみた地域福祉の課題について (3) 福祉関係者懇談会(ワークショップ)について (4) 現行計画の総括について (5) その他

年月日	事 項	内 容
9月3日	平成22年度第2回 草津市地域福祉推進市民 委員会	(1) 草津市地域福祉計画の現況と課題について ○現行計画の市の支援策について (2) 現行計画の課題整理と今後の重点課題につ いて (3) その他
9月17日	第3回 草津市地域福祉 計画策定庁内検討委員会 担当者会議	(1) 第2期草津市地域福祉計画の柱立てについて (2) その他
10月1日	平成22年度第3回 草津市地域福祉推進市民 委員会	(1) 第2期草津市地域福祉計画の柱立てについて (2) その他
10月20日	第4回 草津市地域福祉 計画策定庁内検討委員会 担当者会議	(1) 第2期草津市地域福祉計画の素案について (2) その他
11月5日	平成22年度第4回 草津市地域福祉推進市民 委員会	(1) 第2期草津市地域福祉計画の素案について (2) その他
11月18日	第5回 草津市地域福祉 計画策定庁内検討委員会 担当者会議	(1) 第2期草津市地域福祉計画の素案について (2) その他
12月3日	平成22年度第5回 草津市地域福祉推進市民 委員会	(1) 第2期草津市地域福祉計画の素案について (2) その他
平成23年 1月17日～ 2月17日	パブリックコメントの実 施	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第2期草津市地域福祉計画（素案）」につい て市民の意見や提案等を募集 ● 市ホームページに掲載するとともに、各市民 センター、市民交流プラザ、人権センター、 隣保館、図書館、南草津図書館、まちづくり センター、情報公開室、市社会福祉課での資 料の閲覧
2月9日	第6回 草津市地域福祉 計画策定庁内検討委員会 担当者会議	(1) 第2期草津市地域福祉計画の最終案について (2) その他
2月25日	平成22年度第6回 草津市地域福祉推進市民 委員会	(1) 第2期草津市地域福祉計画の最終案について (2) その他

草津市地域福祉推進市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 草津市地域福祉計画に基づき、本市における地域福祉の具体的な推進にあたって、市民や地域の各種団体と行政が連携を図りながら、着実かつ効果的な推進を図るとともに、社会福祉法第107条（昭和26年法律第45号）の規定に基づく地域福祉計画の変更について検討するため、草津市地域福祉推進市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 草津市地域福祉計画の進捗状況の検証および提言
- (2) 地域福祉推進の方策の検討および提言
- (3) 草津市地域福祉計画の変更
- (4) 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 一般公募により募集した者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

4 会議は、原則公開で行うものとする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成18年5月24日から施行する。

この要綱は、平成22年4月30日から施行する。

草津市地域福祉推進市民委員会委員名簿

区分	所属	氏名
学識経験者	立命館大学	◎佐藤 卓利
福祉関係団体代表	草津市社会福祉協議会	末下 信哉
	草津市民生委員児童委員協議会	高田 正孝 (H22.11月まで) 田淵 稔子 (H22.12月から)
一般公募による市民代表	一般公募による市民代表	山本 進
	一般公募による市民代表	小野 繁実
ボランティアグループ代表	草津市ボランティア連絡協議会	○山岡 マキノ
更生保護関係団体代表	草津保護区草津支部保護司会	池田 恵俊
高齢者関係団体代表	草津市老人クラブ連合会	田淵 すず子
障害者関係団体代表	草津市身体障害者更生会	竹村 勇
	草津市心身障害児者連絡協議会	崎山 美智子
子育て支援関係団体代表	草津市地域子育て支援センター	清水 照美
医療関係団体代表	草津市医師会	猪飼 剛
自治会関係団体代表	草津市自治連合会	奥村 金二
人権関係団体代表	草津市同和事業促進協議会	堀 義明

(◎委員長 ○副委員長 敬称略)

5 用語の説明

【ア行】

■NPO

ボランティア活動や営利を目的としない福祉、平和、文化などの公益活動や市民活動を行う組織や団体。そのうち、特定非営利活動促進法に基づく認証を受けた法人を「特定非営利活動法人（NPO法人）」といいます。

【カ行】

■キーパーソン

任意の組織、地域社会、家庭や学校、職場などの人間関係の中で、特に大きな影響を全体に及ぼす鍵となる人物のこと。また、物事の決定や運営、進行に大きな影響力をもつ人物のこと。

■共生型サロン

高齢者対象あるいは子育て中の母親を対象としたサロンではなく、障害のある人、性別や年齢にかかわらず、地域の誰もが気軽に集える場のこと。他市町では、地域での交流や身近な情報提供の場の提供とともに、喫茶などに精神障害のある人や知的障害のある人の就労トレーニングの場や就労の場として位置づけ、活動しているサロンもあります。

■交通事故減少プラン

交通安全意識を高め、交通ルールとマナーの遵守を徹底するよう交通安全指導員の充実を図り啓発活動を推進していくこと。

■高齢化率

国連は65歳以上を高齢者としていますが、高齢化率は、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。高齢化率が7%以上14%未満を高齡化社会、14%以上21%未満を高齡社会、21%以上を超高齡社会といいます。わが国の高齢化率は、団塊の世代（昭和22年～24年生まれの世代）がすべて高齢者になる平成27年には26.9%となることが推計されています。わが国の高齢化の特徴は、高齢化のスピードが非常に早く、他の先進諸国がおよそ90～100年で高齡社会（高齡化率14%以上）に移行しているのに対して、わが国は30年ほどで移行しています。

■心のバリアフリー

平成5年の「障害者対策に関する新長期計画」及び平成7年の「障害者白書」において、障害のある人が社会生活を送る上で、以下の4つの除去すべき障壁が指摘されました。

- ① 歩道の段差、車いす使用者の通行を妨げる障害物、乗降口や出入口の段差等の物理的な障壁
- ② 障害があることを理由に資格・免許等の付与を制限する等の制度的な障壁
- ③ 音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、分かりやすい表示の欠如などによる文化・情報面での障壁
- ④ 心のない営業や視線、障害のある人を庇護されるべき存在としてとらえられる等の意識上の障壁（心の壁＝心のバリア）

④の心のバリアは、ノーマライゼーション理念や共生社会の視点の浸透などにより、心のバリアフリーとして、高齢者や障害のある人への理解や配慮、気軽な声かけ、支援等の重要性が認識されるようになってきました。

■子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う施設。

■コミュニティ支援センター

ボランティアやNPO、市民活動団体の支援のために設置された施設で、利用に際しては基本的に団体登録が必要です。

■コミュニティビジネス

地域社会には多くの課題があります。地域資源を生かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設等を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものです。

■コミュニティワーカー

社会福祉に関する専門的知識を有し、地域援助技術等を活用して、地域援助に当たる専門職の人のこと。

■孤立死

高齢化や核家族化の進行、集合住宅に住む高齢者の増加などに伴い、ひとり暮らしや夫婦のみ世帯が急増し、孤立生活が一般的になっています。そのような中で、厚生労働省では、人の尊厳を傷つけるような悲惨な孤立死（つまり、社会から「孤立」した結果、死後、長期間放置されるような「孤立死」。）が発生しないようにする必要があるという認識から、孤立死防止の取組が始められ、平成20年3月28日には、「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議（「孤立死」ゼロを目指して）」において、同推進会議報告書が取りまとめられ、公表されました。また、平成21年度からの第4期介護保険事業計画には孤立死防止が盛り込まれるよう指針が出ました。

【サ行】

■災害ボランティアセンター

大規模災害などが起こった時に、被災地における被災者主体のスムーズな復興を図るため、日頃の地域福祉活動を生かすとともに、外部支援を受け入れ効率よくボランティア活動などを推進するための組織。平常時においても常設されている組織もあり、この場合は、災害予防に関するボランティアの養成や市民向け防災教育訓練、防災啓発活動を行うボランティアの拠点としての性格も有します。

■自己評価や第三者評価

自己評価は、問題点を改善し、サービスの質の向上を図ることができるように、福祉サービスの提供者である施設および事業者が自ら福祉サービス等の質の評価を行うこと。

第三者評価は、介護保険サービス等の利用者が、質の高いサービスを選択できるように、事業者が提供するサービスの質を当事者である事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価すること。

■障害者地域自立支援協議会

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して自立した社会生活を営むことができるよう、関係機関が福祉、保健、医療、教育、就労等のサービスを総合的に調整し、効果的なサービスの提供を図るため設置。

■障害者福祉センター

障害のある人が、その有する能力及び適正に応じ、自立した生活を営むことができるよう、また、障害のある人の福祉に係る地域活動を促進し、障害のある人の福祉の増進を図ること支援します。事業内容は相談支援、デイサービス、就労支援、障害者IT促進、各種教室、障害のある人や障害者団体等に対する貸館を行っています。

■小地域ネットワーク活動

学区・地区・区社協において進められている子育てサロンや、地域サロン、障害のある人への支援、老老介護への支援など、地域住民による支えあい、助けあいの活動や見守り活動などのこと。

■セーフティネット

困難な状態に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組みまたは装置を意味します。地域福祉では、地域住民、関係機関・団体、市町村などが地域における課題を共有化し、計画的な課題解決のための取組を推進するとともに、地域において様々な困難や課題を抱える要援護者を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくための情報提供や相談機能の整備と、それらの連携システムのこと。

■成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うこととなります。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されています。

■ソーシャルインクルージョン

「すべての人を孤立や排除、摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあう」という考え方。

【タ行】

■男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参加する機会が確保されることをいいます。男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに、男女がともに責任を担うとされています。

■地域福祉権利擁護事業

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人が地域で安心して暮らし続けられるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行う事業。

■地域福祉コーディネーター

地域福祉を推進する上で、地域の中で支援を必要とする人や生活課題に「気づき」、必要な相談あるいは支援のための専門機関に「つなげる」、また、地域の課題に合った活動を「つくる」、地域福祉の担い手や活動の芽を発見し、働きかけ、地域福祉活動を行う人材や活動団体を育成するなどの役割を果たす人のこと。

■地域包括支援センター

平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していくことをその主な業務としています。

■地域密着型サービス拠点等施設整備事業

草津市介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス拠点等施設を整備する事業で、地域密着型サービス拠点とは、小規模多機能型居宅介護拠点、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスセンター、小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームをいいます。

■地域力

地域社会の問題について、市民や企業をはじめとした地域の様々な構成員が、自らその問題の所在に気づき（関心を持ち、認識する）、主体的にまた、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力のこと。また、地域の福祉力とは、地域の課題への気づきとともに、相互支援力や問題解決力を高める（学習・参加）、それらを可能とする仕組みを作り出す、人権意識を高める、生活上必要な社会資源を作り出すなどの力をいいます。

【ナ行】

■認知症サポーター

草津市では、市民が認知症について正しく理解し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをめざし、認知症サポーター（認知症の理解者）づくりに取り組んでいます。その一環として、草津市認知症キャラバン・メイトを育成し、認知症に対する正しい知識と認知症の人に対する具体的な対応方法などを市民に伝える指導者として活動を行っていただき、認知症サポ

ーターを増やしていきます。

■ノーマライゼーション

「障害のある人を含む社会的支援の必要なすべての人たちが、一人の人間として尊重され、そのあるがままの姿で他の人たちと同等の権利を享受できるようにする」という考え方。

【ハ行】

■発達障害者支援センター

発達上の障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、本人及び家族等関わる人を支援します。学齢期を中心に、乳幼児期から早期発達支援のための一貫した相談支援を行います。

■バリアフリー

障害のある人や高齢者などが、生活していく上で妨げとなる障壁(バリア)を除去すること。物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的なものを含めたすべての障壁をなくし、自由に社会活動に参加できるようにすること。

■ハンディキャップ体験

障害の疑似体験を通して、ハンディのある人の立場に立ち、気づいたこと、感じたこと、考えたことを大切に、障害について正しく理解できるようにするための体験のこと。

■ひきこもり

厚生労働省国立精神・神経センター精神保健研究所社会復帰部によると、ひきこもりとは「様々な要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」と定義しています。これは、なにも特別な現象ではなく、何らかの理由で、周囲の環境に適応できにくくなった時に、「ひきこもり」ということがあります。このような「ひきこもり」のなかには、生物学的な要因が強く関与していて、適応に困難を感じ「ひきこもり」をはじめたという見方をすると理解しやすい状態もあります。

逆に環境の側に強いストレスがあって、「ひきこもり」という状態におちいっている、と考えた方が理解しやすい状態もあります。つまり、「ひきこもり」とは、病名ではなく、ましてや単一の疾患ではありません。また、「いじめのせい」「家族関係のせい」「病気のせい」等と一つの原因で「ひきこもり」が生じるわけでもありません。生物学的要因、心理的要因、社会的要因などが、様々に絡み合っ、「ひきこもり」という現象を生むのです。ひきこもることによって、強いストレスをさけ、仮の安定を得ている、しかし同時に、そこからの離脱もむずかしくなっている、「ひきこもり」は、そのような特徴のある、多様性を持ったメンタルヘルス(心の健康)に関する問題ということができるとしています。平成15年7月にはガイドラインの最終版として「10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドラインー精神保健福祉センター・保健所・市町村でどのように対応するか・援助するかー」が出されました。

■プラットフォーム

地域福祉では、「地域福祉の担い手である地域住民、地域団体、社会福祉施設等関係機関、行政などが幅広く参加し、情報交換や話し合いなどを行いながら、連携を図っていく場」として位置づけています。

【マ行】**■まちづくりセンター**

市民・団体・企業などが自主的・自発的に取組んでいる地域活動やボランティア活動が、まちづくり活動を積極的に支援するための施設。主な事業は、まちづくり情報の収集と発信、まちづくり活動の相談、まちづくりに関わる活動団体の交流促進、その他市民の行政によるパートナーシップ型まちづくりのための諸施策の推進となっています。

【ヤ行】**■ユニバーサルデザイン**

性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方です。また、施設や設備に限らず、だれもが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

【ラ行】**■ライフステージ**

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・高齢期などのそれぞれの段階のこと。

【ワ行】**■ワークショップ**

参加型体験型学習会とも訳されます。講演会などでは、テーマに基づいた内容を講師が話すことを受け身で聞くだけですが、ワークショップは、あるテーマについて参加者が積極的に意見や技術を交換しながら討議を重ね、協働で何かを創り出す形式のことをいいます。また、その作業そのものを意味することもあります。

第2期草津市地域福祉計画

平成23年3月

発行 草津市 健康福祉部 社会福祉課
〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号
TEL : 077-561-2360 FAX : 077-561-2480
E-Mail : shafuku@city.kusatsu.lg.jp